

# 第4章 総合食料局

## 第1節 食料の安定供給の確保

### 1 総 説

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局である。

### 2 食料政策の総合的企画

#### (1) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会

##### ア 総合食料分科会

総合食料分科会の所掌事務は、①新基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものの調査審議、②卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）及び食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理となっている。

（開催状況）

平成17年7月25日	分科会長の選任について
8月29日	食品リサイクルの現状について
10月20日	中央卸売市場整備計画の変更（案）及び中央卸売市場開設区域の指定解除（案）について
平成18年3月29日	卸売市場整備基本方針の変更（案）、中央卸売市場整備計画の変更（案）及び中央卸売市場開設区域の指定解除（案）について

（所属委員等）

（委員）

◎上原 征彦

池田 章子

大木 美智子  
生源寺 眞一

八木 宏典

（臨時委員）

秋谷 淨恵

安部 修仁

上谷 律子  
大武 勇

加倉井 弘  
川田 一光

柴田 明夫  
神出 元一

並木 利昭

長谷川 朝恵  
飛田 恵理子

明治学院大学院グローバル・ビジネス研究科教授

ブルドックソース㈱代表取締役社長

消費科学連合会会長

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

日清オイリオグループ㈱取締役社長

㈱吉野家ディー・アンド・シー代表取締役社長

㈱日本食生活協会指導部長

全国水産物商業協同組合連合会副会長

経済評論家

㈱全国中央市場青果卸売協会会長

丸紅経済研究所副所長

全国農業協同組合連合会常務理事

日本スーパーマーケット協会事務局長

主婦、消費生活アドバイザー

東京都地域婦人団体連盟専門委員

◎総合食料分科会会長

（平成18年3月31日現在）

##### イ 食料需給予測部会

食料の安定供給の確保に関する施策としての食料需給見通しに関するものの調査審議を行うため、総合食料分科会の下に食料需給予測部会が設置されている。

（開催状況）

平成17年4月26日 世界の穀物等の需給動向（案）

について

(所属委員等)

(委員)

◎上原 征彦

明治大学大学院グローバルビジネス  
ネス科教授

12月8日

長谷川 朝恵

主婦、消費生活アドバイザー

平成18年2月10日

(臨時委員)

浅野 九郎治  
安藤 敏夫  
石川 郁子  
市之宮 和彦  
岩崎 正典

(社)日本草地畜産種子協会会長  
千葉大学園芸学部教授  
食生活ジャーナリスト  
(社)大日本農会副会長兼常務  
伊藤忠商事(株)食料カンパニー食糧部門市場調査室首席アナリスト

3月29日

小栗 克之  
茅野 甚治郎  
服部 信司  
藤島 廣二

岐阜大学地域科学部教授  
宇都宮大学農学部教授  
東洋大学経済学部学部長  
東京農業大学国際食料情報学部教授

(所属委員等)

(委員)

◎八木 宏典

大木 美智子  
生源寺 眞一

する基本指針の改定、米の先物取引に関するヒアリングについて

麦の標準売渡価格、米の先物取引に関する意見交換について  
新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証の進め方、米の先物取引に関する意見交換について

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定、新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証等について

三浦 洋子  
三沢 ひろこ  
森元 光保  
吉田 俊幸

千葉経済大学経済学部助教授  
マーケットアナリスト  
(財)日本穀物検定協会理事長  
高崎経済大学大学院地域政策研究科長

(臨時委員)

今井 延子  
岩田 三代

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

消費科学連合会会長

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

全国女性農業経営者会議会長

日本経済新聞社生活情報部編集委員

宮城大学大学院事業構想学部学部長

JA全国女性組織協議会会長

経済評論家

証券保管振替機構代表取締役社長

(社)日本経済団体連合会専務理事待遇・常務理事

製粉協会理事

オレンジページ第一編集部マネージャーおいしい食卓編集長

日本生活協同組合連合会政策企画部長

全国米穀販売事業協同組合副理事長

(社)日本農業法人協会理事

全国農業協同組合中央会専務理事

(社)日本フードサービス協会会長  
伊藤忠ファッションシステム(株)

マーケティングディレクター

◎部会長

◎食料需給予測部会長  
(平成17年7月15日廃止)

ウ 食糧部会

総合食料分科会の所掌事務のうち、①主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること、②主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食糧部会が、総合食料分科会の下に設置されている。

(開催状況)

平成17年6月17日 米の先物取引について  
7月26日 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針について  
10月7日 麦の政府買入価格について  
11月7日 麦政策検討小委員会の報告、米政策改革を巡る当面の状況、米の先物取引に関するヒアリングについて  
11月25日 米穀の需給及び価格の安定に関

(平成18年3月31日現在)

### 3 食料自給率等の動向

#### (1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的には低下傾向で推移し、平成10年度には40%となった。その後40%で横ばいに推移しており、平成17年度においても8年連続で40%となった。

一方、生産額ベースにおいても長期的には低下傾向であり、昭和40年度の86%から平成8年度は71%へと低下している。その後は70%前後で推移しており、平成17年度は前年度に引き続き69%となった。

#### (2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、3年後に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年では減少傾向にある。このような中、平成17年度は、2,573kcal(対前年度0.4%増)となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合(PFC供給熱量比率)は、昭和35年度にはP:12.2%、F:11.4%、C:76.4%であったが、その後、急速に脂質の割合が増加し、近年においてもその傾向は継続している。このような中、平成17年度は、P:13.1%(対前年度増減なし)、F:28.9%(同0.3ポイント増)、C:58.0(同0.3ポイント減)となった。

なお、平成17年度の品目別の消費量(国民1人・1年当たり供給純食料)についてみると、前年度と比べ、鶏肉、野菜、果実等が増加し、牛乳・乳製品等が減少した。

#### (3) 食料自給率に関する情報提供等

食料自給率は、国内生産だけでなく、国民の食料消費のあり方によって左右されるものであるため、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)において設定されている食料自給率目標(平成27年度においてカロリーベースで45%等)を達成するためには、消費・生産両面にわたる国民参加型の取組が不可欠である。

このような取組を促進するため、平成17年度においても引き続き、「我が国の食料自給率(食料自給率レポ

ート)」を作成し、消費者、生産者、食品産業等の関係者に対し、食料自給率や消費・生産等の動向に関する分かりやすい情報提供を行った。

また、食料自給率と食生活の関係の理解を深めていただくための、食事の献立等からカロリーベースの食料自給率、摂取熱量、栄養バランス(PFC供給熱量比率)を知ることができる「食料自給率早見ソフト」及び食料自給率を市町村などの地域レベルでより一層身近なものとして捉えてもらうため、地域の食料自給率を簡単に試算できる「地域食料自給率試算ソフト」をホームページに掲載している。

表1 食料自給率等

(平成17年度。( )内は平成16年度)

供給熱量ベースの総合食料自給率(%)	40(40)
生産額ベースの総合食料自給率(%)	69(69)
総供給熱量(kcal)	2,573(2,564)
PFC供給熱量比率(%)	
P(たんぱく質)	13.1(13.1)
F(脂質)	28.9(28.6)
C(糖質)	58.0(58.3)

	品目別自給率(%)	国民1人・1年当たり供給純食料(kg)
米	95(95)	61.4(61.5)
小麦	14(14)	31.7(32.3)
大豆	5(3)	6.8(6.9)
野菜	79(80)	96.2(93.8)
果実	41(40)	43.1(41.5)
肉類	54(55)	28.5(27.8)
鶏卵	94(95)	16.5(16.5)
牛乳・乳製品	68(67)	92.0(93.9)
魚介類	50(49)	34.4(34.6)

### 4 不測時の食料安全保障

新たな基本計画に基づき、「不測時の食料安全保障マニュアル」(平成14年3月策定。以下、マニュアルという。)について、国民に普及・啓発するため、パンフレット、ホームページ等による情報提供を行うとともに、今後の中長期的な食料需給の見通し等に関する有識者からのヒアリング等を実施し、マニュアルの実効性に係る点検を実施した。また、「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」(平成17年10月28日農林水産大臣決定)を踏まえ、マニュアルの改正を行った。

また、米国南部に上陸したハリケーン「カトリーナ」の被害により穀物輸出が一時停止した事態に際して、省内連絡会議を設置し、現地の物流の被災・復旧状況、我が国の国内の供給への影響等に関する情報の収集・分析を行い、関係業界への情報提供、飼料穀物備蓄の放出等を行った。

## 5 国民保護

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、農林水産省、林野庁及び水産庁の所掌事務に関し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資するため、農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画（平成16年10月28日農林水産大臣決定）を策定した。

## 6 食料需給等の動向

「海外食料需給レポート」は、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、従来の「食料需給見通し」のうち、海外農産物の需給動向分析の部分について拡充・強化等を図る観点から、作成・公表を行った。

平成17年度の「海外食料需給レポート2005」は、平成18年3月29日に開催された第14回総合食料分科会への報告を経て公表した。

なお、穀物等需給の短期見通しである同レポートの第1章「世界の穀物等の需給動向」については、平成17年度前半の収穫・作付状況の進展等を踏まえて作成し、8月29日に開催された第12回総合食料分科会への報告を経て公表した。

## 第2節 食品流通対策

### 1 概 要

平成16年6月に改正された卸売市場法（平成16年法律第96号）に基づいて策定された第8次卸売市場整備基本方針及び第8次中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じた。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成14年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第3次）に即して、

各種の構造改善対策を行った。

また、立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を支援する「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号）が平成17年7月に成立したことを受け、同法に基づく流通業務総合効率化事業の普及を促進した。

## 2 中央卸売市場

### (1) 概 況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16（方針）・17（計画）～22年度）に基づいて整備統合が進められており、平成17年度末には56都市86市場（青果・水産市場32市場、青果・水産・花き市場16市場、青果・花き市場9市場、青果市場14市場、水産市場5市場、食肉市場10市場）となっている。

### イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、17年度で青果部96、水産物部91、食肉部10、花き部31、その他10で計236（兼業を含む。）である。

また、卸売業者の17年度の取扱金額は青果2兆1,141億円（前年比97%）、水産物2兆1,996億円（同97%）、食肉2,490億円（同101%）、花き1,537億円（同99%）、その他313億円（同98%）となっている。

### (2) 第8次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

#### ア 第8次卸売市場整備基本方針

卸売市場については、卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化、既設の中核的な中央卸売市場の再整備、地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進、卸売市場の取引における情報技術の活用を基本とし、整備及びその運営を行うものとする。

#### イ 第8次中央卸売市場整備計画

中央卸売市場については、卸売市場整備基本方針に即し、PFI事業の活用、厳正な評価と透明性の確保、管理業務の民間委託等による再編・合理化を図るとともに、物品鮮度の保持、物流コストの削減等

の効果の発現が見込まれる「安全・安心」で「効率的」な流通システムの確立に資する施設整備を行う。

また、再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場11市場及び自主的に再編措置に取り組む中央卸売市場については、運営の広域化、地方卸売市場への転換等具体的な再編措置及び実施時期を明確にし、計画的に再編に取り組む。

### (3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して行われる施設整備に対し助成を行っている。

平成17年度予算においては地域の自主性・裁量性の発揮できる使いやすい仕組みに転換するために強い農業づくり交付金に統合されるとともに、適正な品質管理の推進、中央卸売市場の再編等に対する支援措置の拡充を図っている。

#### ア 補助率

定額 (4/10、1/3)

#### イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

17年度における補助対象市場は、7道府県8市場であり、補助金額38億6千万円である。

## 3 地方卸売市場

### (1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模(青果市場330㎡、水産市場200㎡(産地市場は330㎡)、食肉市場150㎡、花き市場200㎡)以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、17年4月1日現在で、総合市場161、青果市場474、水産市場499(うち産地市場335)、食肉市場23、花き市場129の計1,286市場が許可されている。

### (2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設(第3セクターを含む)市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補

助事業を行っている。

#### ア 補助率

統合を行う市場 1/3

連携した集荷・販売活動を行う市場 1/3

#### イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、附帯施設

平成17年度における補助対象市場は1市場であり、補助金額は3,600万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。平成16年度には13億円が貸し付けられた。

## 4 食品流通の構造改善対策

### (1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

平成17年度における構造改善計画の認定(変更認定除く)は、食品生産製造提携事業5件、食品生産販売提携事業52件、卸売市場機能高度化事業4件、食品販売業近代化事業5件であった。

### (2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

平成17年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産製造提携事業36億9千万円、食品生産販売提携事業134億7千万円、卸売市場機能高度化事業2億8千万円の融資を行うとともに、食品流通構造改善促進機構から1億円の債務保証、7千万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

## 5 商業の近代化

### (1) 食品流通高付加価値モデル推進事業費

食品小売業は、近年の厳しい経営環境や、担い手の高齢化、後継者の確保難等により店舗数が減少し、特に中心市街地においては、商店街の崩壊現象により、地域の最寄りの食品購入先が消失し、地域の消費者の利便性が低下したほか、地域振興への影響が懸念されている。

このため、食品小売業者が生産者、卸売業者等と連携し、地域農水産物を利用したメニュー提案やブラン

ド化、オリジナル商品の開発等付加価値の向上を図る場合に支援を行った。

(予算額3,000万円)

#### (2) 食品専門小売等構造改善推進事業費

食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、食品販売業者等に対する必要な知識・技術等の教育・普及等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を推進した。

(予算額7,561万円)

#### (3) 食料品小売業モニター店調査事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国において食料品小売店に対し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、17年度においても引き続き実施した。

#### (4) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫等による長期低利の融資を行った。

#### (5) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

昭和43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており、平成17年度においても前年度に引き続き低利融資を行った。

## 6 食品流通の効率化

### 生鮮食品物流効率化確立事業

生鮮食品流通の効率化を推進するため、以下の取組を行った。

#### ① 物流管理効率化新技術確立事業

検品、分荷等の物流業務において、電子タグを活用した新しい効率的物流管理手法を確立するためのシステム開発及び実証事業

#### ② 通い容器循環システム実証事業

通い容器の利用による低コスト物流を推進するモデル的な管理回収システムを構築するための実証試験等

#### ③ 地方卸売市場連携物流最適化推進事業

地方卸売市場の集荷力向上、出荷者の出荷コストの軽減等を図るため、複数市場の連携による取引システムの開発とこれに基づく最適な物流システム確立のための事業

(予算額1億9,230万円)

## 7 商品取引

### (1) 商品取引所の概況

平成17年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び農産物・飼料指数）の出来高は表2のとおり2,488万枚で、前年度に比べ19.1%の減少。品目別ではNon-GMO大豆が15.8%増加したものの、とうもろこし40.5%減、冷凍えび83.6%減、アラビカコーヒー17.4%減、食用馬鈴薯98.5%減となっている。また、売買約定金額は前年度に比べて31.4%減少し約22兆2,822億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は10.8%となった。

表2 平成17年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	23,594	213,979
中部商品取引所	33	643
関西商品取引所	486	3,311
福岡商品取引所	584	4,220
横浜商品取引所	179	669
農林水産省所管	24,876	222,822
取引所合計	107,745	2,059,614

注：中部商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

### (2) 商品取引所等の定款の変更認可等

#### ① 商品取引所

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づく変更認可は、平成17年度においては、延べで定款5取引所、業務規程10取引所等、受託契約準則5取引所、紛争処理規程1取引所及び市場取引監視委員会規定1取引所を行った。変更の主な内容は、以下のとおりである。

ア 定款の変更…東京穀物商品取引所及び横浜商品取引所の合併（18.3.22）

イ 業務規定等の変更…取引所の合併（3.22東穀、横浜）、大豆ミール受渡場所の変更（3.28東穀）、コーヒー指数の取引単位の変更（8.19関西）

また、コメ試験上場についての認可申請が2取引所（12.9東穀、12.16関西）からあった。

#### ② 商品取引清算機構（JCCH）

商品取引所法の一部を改正する法律（17.5.1施行）により、商品取引債務引受業を許可制としたことに伴い、開業許可申請のあった商品取引清算機構（JCCH）に対して許可（4.25）を行った。こ

れにより、同社が全国の商品取引所の取引に基づく債務を横断的に清算できるようになった。

また、商品取引所における上場商品の変更に伴い、同社の業務方法書の変更を2度行った。

### (3) 商品取引員

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づく許可を受けた商品取引員は平成18年3月末日現在で86社であった。

また、商品取引所法の一部を改正する法律（17.5.1施行）により、商品取引員に対する許可の対象を商品市場横断的な仲介業務に改め、要件を変更したことに伴い、許可申請のあった商品取引員90社に対し許可を行った。

### (4) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資販売業者は平成18年3月現在で57社、商品投資顧問業者は11社であった。

また、18年3月末の商品ファンドの運用残高は433億円となっている。

## 第3節 食品産業等農林関係企業対策

### 1 中小企業行政

#### (1) 中小企業の組織制度

##### ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成18年3月末日現在で総数1,081組合（うち連合会は70）となっている。

##### イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成18年3月末日現在で39組合（うち全国を区域とする商工組合は7組合、連合会は10組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

#### (2) 中小企業の経営革新の支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号）に基づき、新たな事業活動を通じ経営の相当程度の向上を図る等の経営革新を行おうとする個別の中小企業、異業種グループ等及び異なる分野の中小企業、中堅・大企業、大学・研究機関、NPO等と連携し、それぞれの有する「強

み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業を行おうとする中小企業等への支援を行うため、金融・税制等の特別措置を講じた。

### (3) 中小企業金融制度

#### ア 中小企業金融3機関による融資

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の平成17年度融資における貸付計画額はそれぞれ1兆8,300億円、3兆5,184億円、1兆8,000億円（制度枠）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表3のとおりである。

表3 平成17年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付残高金額（億円）

業種	中小公庫	国民公庫	商工中金
食料品製造業	4,287	1,089	3,565
木材、木製品製造業	812	378	1,715
計	5,099	1,467	5,280

注1：食料品製造業には飲料、たばこ、飼料製造業を含む。

注2：他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

注3：中小公庫は業務統計年報（平成17年度版）より。国民公庫、商工中金は聞き取り。

#### イ 不況対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項によるセーフティネット保証制度の取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（第2号）並びに業況の悪化している業種（第5号）の指定を受けた。

#### (4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、平成元年度及び平成7年度に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。

(5) 事業再構築の円滑化

産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

2 一般企業行政

(1) 金融制度

日本政策投資銀行の平成17年度における資金運用は、「日本政策投資銀行中期政策方針」に基づき行われ、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するための政策融資が行われた。出融資の規模は1兆1,680億円であり、そのうち当省関係として食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給を目的とした生活関連物資安定供給対策等資金、地域における産業の振興、開発促進を目的とした地域産業立地促進資金、環境負荷の発生抑制、再資源化等を目的とした循環型社会形成推進資金等が整備されている。

なお、融資状況は表4のとおりとなっている。

表4 平成17年度日本政策投資銀行当省関係融資状況  
(平成17年4月～18年3月)

対象事業	金額(百万円)
地域産業振興・雇用開発	7,505
農村地域工業等導入促進	3,940
飼料供給体制合理化事業	390
産業活力再生支援	800
その他	300
合計	12,935

注：日本政策投資銀行調べ。

(2) 税制

平成17年度の税制改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第21号）が3月31日に、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第5号）が3月25日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に関係する平成17年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注)「措」租税特別措置法、「措附」租税特別措置法附則、「地」地方税法、「地附」地方税法附則

ア 拡充された措置

(国税関係)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い以下の特例措置が講じられた。

- ① 同族会社の留保金課税（3,000万円以下10%等）

に係る課税停止措置に経営革新計画の承認事業者を追加（措68・1項2号）

- ② 経営革新計画により取得する機械等の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）の創設（措10の4、42の7、68の12）

- ③ 旧法（中小企業経営革新支援法）に係る特例措置について所要の経過措置（措附1、16、31、45）（地方税関係）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い経営基盤強化計画に従って行う事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置（地701の34・3項18号）

イ 延長された措置

(国税関係)

- (ア) 農業協同組合等の貸倒引当金の特例措置（16%増）（措57の9）

- (イ) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（32%）（措61）

- (ウ) 産業活力再生特別措置法の認定事業者に係る以下の特例措置

- ① 認定事業者の設備廃棄等に係る欠損金の繰戻還付による還付の不適用の除外措置（措66の12）

- ② 認定事業者が事業革新設備を取得した場合の特別償却（40%等）（措11の3、44の4、68の21）

- (エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）（措10の4、42の7、68の12）

- (オ) 食品企業、畜産農家等が公害防止用設備（汚水処理用設備等）を取得した場合の特別償却制度（機械等16%の償却率を14%、構築物12%の償却率を10%に引き下げ）（措11、43、68の16）

- (カ) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定事業者が製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却制度（機械等は12%の償却率を10%、建物等は6%の償却率を5%に引下げ）（措11の8、44の8、68の25）

- (キ) 鉱工業技術研究組合等に対する所得計算の特例措置（措66の10、68の94）

- ① 鉱工業技術研究組合法

- ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法

(地方税関係)

- (ア) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に従って営業譲渡に伴う不動産取得税に係る税額の減額措置（1/6減額）（地附11の4・5項）

- (イ) 地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を5/6から7/8に見直し）（地附15・13項）
- ウ 廃止された措置
  - （国税関係）
    - (ア) 産業活力再生特別措置法の認定事業者に係る共同事業再編計画に従って共同出資子会社を設立するために現物出資した場合の譲渡益課税の特例（圧縮記帳）（旧措66、68の86）
    - (イ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度（旧措52、68の39）
    - (ウ) 中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度（旧措13の2、46、68の30）
  - （地方税関係）
    - (ア) 食品流通構造改善促進法に基づき農林漁業金融公庫資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、1年間の経過措置を講じたうえ、廃止（旧地73の14・6項、地附則1・3号）
    - (イ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の特例措置（旧地令56の53・1項9号）
- エ その他（要件の見直し等）
  - （国税関係）
    - (ア) 増加試験研究費等の税額控除制度の範囲から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の認定試験研究計画に係る負担金を除外（旧措令5の3・12項5号）
    - (イ) 食品企業等が脱特定物質（フロン等）対応型設備を取得した場合の特別償却制度の特償率を16%から14%に引き下げ（措11、43、68の16）
    - (ウ) 倉庫用建物等の割増償却制度における適用要件に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく計画の認定事業者に限定（措15、48、68の36）
    - (エ) 商品取引所法に基づく委託者保護基金について所要の措置
  - （地方税関係）
    - (ア) 新設又は増設された流通機能の高度化に資する物流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について対象から保稅蔵置場として許可を受けた倉庫を除外し、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく計画の認定事業者に限定

- （地則15・3項）
  - (イ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、対象から食品循環資源飼料化設備を除外（地規24の11の2・2項）
  - (ウ) 公害防止用等設備に係る事業所税の課税標準の特例について対象設備から一般粉じん処理施設を除外（地法701の41）
  - (エ) 商品取引所法に基づく委託者保護基金について所要の措置

(3) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、昭和42年以降段階的に資本自由化措置を実施しているところであり、現在、OECD資本移動自由化規約において自由化を留保している業種等（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管企業への対内直接投資は、本年度、535件（農林水産省受理ベース）行われた。

表5 業種別対内直接投資報告・届出実績  
（農林水産省受理ベース）

業種	2005年度
1. 製造業	331
(1) 食料品	139
(2) 農薬・動物医薬品	55
(3) 肥料・飼料	68
(4) その他	69
2. 輸出入・販売業	655
(1) 食料品	402
(2) その他	253
3. 飲食業	287
4. 農林水産業	52
5. その他	35

注1：農林水産省が受理した報告・届出のうち、定款上の事業目的の中に農林水産関連業種を掲げている企業数をすべて計上（延数）している。

注2：食料品には、飲料及び食用油脂も含む。  
（出所）農林水産省受理実績による。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、平成17年度2,036億円の投資が行われた。

#### (4) 企業公害防止策

##### ア 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

イ 農林水産関連企業公害防止管理者等研修会の実施  
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)においては、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場に対して、公害防止管理者等の設置を義務づけるなど公害防止組織の整備を図り公害防止に資することを目的としている。

このため、農林水産関連企業等が設置している公害防止管理者等を対象に、資質の向上を図るための研修会を開催した。

##### ウ 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局内の「公害情報銀行」により、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

#### (5) 農林水産関連企業環境対策

温室効果ガスの削減に向け、環境自主行動計画の未策定団体を対象にマニュアルの作成・配布を行い、効率的で実効性ある環境自主行動計画の策定を促すとともに、環境セミナーの開催及び環境報告書等の作成・公表に資するマニュアルの作成・配布を行い、食品関連企業の環境負荷の低減に資する環境マネジメントの導入支援を図った。

### 3 食品産業行政

#### (1) 食品産業技術対策

高度化、個性化する消費者ニーズや食中毒、異物混入等の食品事故の頻発を背景とした安全性への関心の高まりに対応し、産学官の連携の下に、原料調達、加工、販売に至る食品の流通工程における総合的な安全・安心確保技術の開発を推進するため、フード・セーフティ・イノベーション技術研究組合が行う「食の安全・安心確保技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

#### (2) 食料産業クラスター推進事業

食品産業と農業の連携により国産農水産物を活用し、高付加価値食品の供給及び産地ブランドの確立を推進するため、①地域の食材、人材、技術その他の資源を効率的に結びつけることによる食料産業クラスター

の形成(食品産業・農業・関連業種による連携構築(ネットワークづくり))、②地域食品ブランドの普及及び供給の促進、地域の食品企業の技術開発・知的財産の利活用に係る環境整備等の取組に対する支援を行った。

(予算額 4億3,792万円)

#### (3) 立地対策

食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化の流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増してきている。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品の生産、製品流通の各基地を一体化した食品工業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

食品工業団地については、「食品工業団地形成促進要綱」(45農経C第2903号農林事務次官依命通知)に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして総合食料局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、農林漁業金融公庫等による融資の斡旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5ヶ所である。

#### (4) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の発生抑制を図ること等を目的とした「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)については、食品関連事業者等の取組を促進するため、全国各地において約30回の説明会の開催、リーフレットの作成配布による普及啓発の活動を実施するとともに、法第10条に基づく登録再生利用事業者として、33事業者を登録した。

さらに、食品リサイクルの円滑な推進を図る観点から、新たな食品リサイクル手法に関する調査や、バイオマス活用の一環として、先進的・モデル的なリサイクル施設の設置についての補助を実施した。その他、食品リサイクル施設の設置に係る融資制度、税制の特例措置を設けている。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)については、公布・施行されてから10年目を迎えたことを踏まえ、農林水産省においても、「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」を開催し、関係者による意見交換を通じ

た共通理解の醸成及び制度の見直しに関する意見の整理を行い、平成18年1月に検討結果をとりまとめたところである。

また、法における再商品化義務のある対象事業者について、法の内容の普及・啓発及び点検指導を行うとともに、制度の公平性・透明性を確保するため、ただ乗り事業者に対する義務履行の促進、法に基づく指導、勧告を行い、勧告に従わなかった8社について平成18年1月18日に事業者名の公表を行った。

#### (5) 食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)を平成15年7月に法改正し、所要の見直しを行うとともに、適用期限を5年間延長した。この法律に基づき、HACCP手法を導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。平成10年度から平成17年度までの間に、高度化計画を認定する機関として(社)日本食肉加工協会(食肉製品)、(社)日本缶詰協会(容器包装詰常温流通食品)、(社)日本炊飯協会(炊飯製品)、(社)大日本水産会(水産加工品)、(財)日本乳業技術協会(乳及び乳製品)、全国味噌工業協同組合連合会(味噌)、全国醤油工業協同組合連合会(醤油製品)、(社)日本冷凍食品協会(冷凍食品)、(社)日本給食サービス協会(集団給食用食品)、(社)日本惣菜協会(惣菜)、(社)日本弁当サービス協会(弁当)、(財)日本食品油脂検査協会(食用加工油脂)、(財)日本食品分析センター(ドレッシング類)、(社)全国清涼飲料工業会(清涼飲料水)、(財)全国調味料・野菜飲料検査協会(食酢製品)、(社)日本ソース工業会(ウスターソース類)、全国菓子工業組合連合会(菓子製品)、全国乾麺協同組合連合会(乾めん類)、(社)日本パン工業会(パン)、全日本漬物協同組合連合会(農産物漬物)全国製麺協同組合連合会(生めん類)の21機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成17年度においては、28事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCP手法を導入した施設整備に取り組んだ。

さらに、中小の食品製造業者による HACCP 手法の更なる導入促進に向けて、必要となる専門的知識を有する人材の育成、関連技術情報のデータベース構築、食品安全マネジメントシステム(ISO22000)のセミナー開催等の食品製造工程管理高度化促進事業を実施した。

## 第4節 食品・外食産業行政

### 1 加工食品

#### (1) 調味料(みそ、しょうゆを除く)

##### ア 食酢

平成16年度の食酢類の生産量は43万1,900klであり、前年と比較して1.2%増加した。このうち醸造酢は42万9,700klで全体の99.5%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、16年は3.26klと前年に比べ10.3%増加した。

##### イ ソース類(たれ類含む。)

平成16年度のソース類の生産実績は、45万8千klで、前年度に比べ3.0%減少している。種類別にはウスターソース3万2千kl(前年比2.6%減)、中濃ソース2万7千kl(前年比1.3%減)、濃厚ソース3万8千kl(同10.2%減)となっているほか、ステーキソース等の専用ソースが増加している。また、たれ類は18.4%減であった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成16年は1.6lと前年に比べ2.4%減少した。

##### ウ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

平成16年のドレッシング類の生産量は、40万8千tで前年に比べ2.1%増加した。このうちマヨネーズは22万6千t(前年比0.1%減)となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成16年には4.75kg(前年比0.2%減)となっている。

##### エ カレー及びからし粉

平成16年度のカレー生産量は、22万5千tで前年と比べ0.2%の増加となった。このうちカレー粉は約8千t、カレールーは約9万8千t、調理済みカレーは約11万9千tであった。

なお、総務省家計調査によると、カレールーの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成16年は1.94kgと前年に比べ1.2%増加した。

平成16年度のからし粉の生産量は、13千tで前年度に比べ2.0%増加した。

##### オ グルタミン酸ソーダ

平成16年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比1.3%減の約6万0千tであった。うち、国内販売量は、約7万9千tで前年比15.6%の増加であり、

輸出量は269tと53.9%の増加となっている。

一方、輸入量は、国内生産から海外生産などヘシフトしていることもあり、ベトナム等での生産量が増加しているのを受け、年々増加傾向となっており、平成16年は前年比1.1%増の約7万0千tとなっている。

表6 調味料の生産量の推移

種 類	15年度	16年度	17年度			
			生産量	前年比 (%)	企業数 (社)	
食酢	千 Kl	426.6	431.9	432.9	100.2	約255
ソース	〃	472.2	458.1	486.8	106.3	約170
*ドレッシング類	千 t	392.1	399.2	407.7	102.1	11
カ レ ー	カレー粉	7.0	8.5	8.3	97.6	57
	カレールー	〃	100.0	97.9	98.0	
	調理済みカレー	〃	117.5	118.8	129.8	
*グルタミン酸ソーダ	〃	61.0	60.2	47.0	78.1	7
からし粉	〃	13.1	13.3	13.8	103.4	17

\*略年

(2) 清 涼 飲 料

ア 企業概況

平成16年の清涼飲料製造業の事業所数（従業員4人以上）は542所、従業員数27,071人で概ね前年並みであった。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、消費者の好みの多様化等を背景に、ミネラルウォーター、緑茶飲料等を中心に進展したこと、ペットボトル製品の堅調な伸びから、順調に生産を伸ばしてきている。

平成17年については、記録的猛暑により市場が拡大し、生産量は1,784万6千klと前年を3.7%上回り、過去最高となった。

ウ 環境問題への対応

平成3年4月に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また、平成7年に制定され、平成9年4月に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき、ガラス瓶、ペットボトルについて再商品化が義務付けられている。本年6月には同法改正案が成立し、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再利用の一層の促進を図ることとし、現在、政省令の改正作業を進めて

いる。

エ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表7 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

(単位：千kl)

	15年	16年	17年	17/16
緑茶飲料	1,783	2,365	2,648	112.0%
炭酸飲料	2,581	2,754	2,734	99.3%
果実飲料等	1,562	1,765	1,828	103.6%
ミネラルウォーター	1,133	1,296	1,428	110.2%

(3) コ ー ヒ ー

ア 企業概況

平成16年のレギュラーコーヒー製造業の事業所数（従業員4人以上）は127所、従業員数は3,554人であり、ここ数年減少傾向にある。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシアである。なお、平成17年の輸入量は、対前年比3.1%増の41万3,264tと過去最高水準となった。

同年のインスタントコーヒーの輸入は、約30ヵ国からで、対前年比1.9%増の7,778tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドルである。

また、主な用途がコーヒー飲料の原料であるコーヒーエキスの同年の輸入は、対前年比10.4%増の13,398tとなった。主要国はブラジル、コロンビアである。

平成16年は国際原油価格の高騰やコーヒーの国際相場が上昇したことにより、コーヒー調達コストを巡って厳しい環境となった。

表8 コーヒー供給量（輸入量）の推移

(単位：t)

	15年	16年	17年	17/16
生豆	377,647	400,977	413,264	103.1%
いったコーヒー	4,292	4,150	4,776	115.1%
インスタントコーヒー	9,057	7,633	7,778	101.9%
コーヒーエキス	11,566	12,137	13,398	110.4%

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、工業用に約4割、業務用、家庭用がそれぞれ約3割となっている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用であり、最近、詰替用袋入り製品の需要が増加している。

全体の需要傾向としては、飲用する場所、商品の多様化の進展及び高級化、簡便性志向に応えた商品開発に支えられ増加傾向にある。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は41万3千t（平成17年）であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万1千t、レギュラーコーヒー用31万6千tと推計される。

#### エ 国際コーヒー協定

国際コーヒー協定の詳細については、第2章第2節第5項第2号の国際コーヒー協定を参照。

#### オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けで告示され、平成5年5月28日から施行されている。

これは、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

#### カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する消費者の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶においてはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとなった。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源化、再利用等が課題となっている。

### (4) 菓子類

#### ア 需給動向

平成17年における菓子類の国内生産量は、残暑が長く厳しい状況ではあったが、飴菓子(前年比2.5%増)、チョコレート(同1.8%増)、米菓(同2.6%増)、油菓子(同1.0%増)などが増加したものの、チューインガム(前年比3.9%減)、せんべい(小麦粉使用)(同2.0%減)、スナック菓子(同1.4%減)などが減少したことから、193万1,409tと、平成16年に比べ0.3%の増加となり、ほぼ横ばいとなった。

また、生産額は2兆3,385億円と前年比0.4%の増

加となった。

一方、平成17年における菓子類の輸入量は、14万2,099t（前年比6.8%増）となり、輸入額は約615億円（同5.1%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、キャンデー類、ビスケット類の3品目で菓子類の輸入額の約5割強を占めている。

また、平成17年における菓子類の輸出量は、2万7,479t（前年比20.1%増）となり、輸出額は約216億円（同19.7%増）となった。菓子類の輸出額は、国内生産額の0.9%とわずかなものである。

#### イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（昭和43年度以降）されている。

#### ウ 国際ココア協定

国際ココア協定の詳細については、第2章第2節第5項第3号の国際ココア協定を参照。

### (5) あん類

平成16年度におけるあん類の生産品は、原料として使用した豆類で9万2,500tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん5万5,800t、ねりあん20万0,400t、乾燥あん1,300t、合計では25万7,500t（前年比3.0%減）で前年を下回った。

### (6) 豆類加工品

#### ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、横ばい傾向で推移しており、平成17年は原料大豆処理量に換算して49万4千t（他に脱脂大豆利用1万t）と、前年と同水準の実績となった。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、平成16年度末現在では13,452業者で前年より564業者の減少となっている。

#### イ 納豆

納豆の推定生産量は、増加傾向にあったが、平成17年は原料大豆処理量に換算して13万1千tと、前年比5.8%の減少となった。

なお、製造業者数は平成16年度末現在で677業者で前年同となっている。

#### ウ 凍豆腐

平成17年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万3千tとなっており、主な製造業者数は平成17年末現在で5業者となっている。

#### エ 植物性たん白

平成17年における生産量は乾燥品換算で5万5千tと、前年比4.3%の増加となった。

原料別の生産比率は大豆系79%、小麦系21%で、形態別では粉末状59%、繊維状・粒状・ペースト状の合計41%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先は全て食品加工業者である。

オ 豆 乳

平成17年の豆乳の生産量は21万7千t、大豆使用量は3万2千tとなっており、近年大幅に需要が増加している。

カ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(社)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。

備蓄水準は、食品用大豆需要量の約1ヵ月分が食品用大豆の利用業界の在庫及び備蓄数量によって確保されることとしており、平成17年度は4万3千t（食品用大豆需要量の約2週間分）の備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、13億7,466万円を同協会等に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金13億7,466万円）

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

2005/2006年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、最大の生産国である米国ではわずかに減少するものの、ブラジル、アルゼンチンではやや増加するとみられることから、全体で前年よりわずかに増加するとみられる。

一方、ナタネの生産量は、主要生産国のうち中国はわずかに減少するものの、カナダ、豪州、インドで増産となることから、全体で前年よりかなり増加となる見込み。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が2005年で可食油生産量の88%程度を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成17年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,573.3Kcalで、その

うち油脂類は368.4Kcal（14.3%）を占めている。

油脂の総需要は微増傾向となっている。

なお、平成17年の油脂生産のうち動物油脂と植物油脂の生産比率は15%対85%となっている。

イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は253万tで前年を0.1%上回っている。

この食用のうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、家庭用、業務用、加工用のいずれの用途も需要は前年並みであった。

非食用（工業用等）は、53万3千tと前年を6.6%上回った。

輸出については、2万1千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は308万4千tと対前年増となった。

また、食用加工油脂の生産量は、平成13年以降70万tを下回っていたが、平成16年に引き続き平成17年も70万tを超える生産量となった。

表9 食用加工油脂の生産（平成17年）

	生産量	
	生産量	対前年比 (%)
マ ー ガ リ ン	166	97.9
フ ァ ッ ト ス プ レ ッ ト	81	102.6
シ ョ ー ト ニ ン グ	206	98.8
精 製 ラ ー ド	58	97.2
食 用 精 製 加 工 油 脂	50	10.0
そ の 他 加 工 油 脂	140	98.3
計	701	98.8

ウ 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は307万1千tと前年を上回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.8%を占めており、ナタネ油の生産量は93万t、大豆油は58万tとなっている。

表10 油脂の供給

項 目	（原油ベース・単位：千t）		
	15年	16年	17年
植 物 油	2,582	2,622	2,623
動 物 油	443	448	448
計	3,025	3,069	3,071
前 年 比 (%)	100.5	101.5	100.0
う ち 輸 入	2,627	2,640	2,680
（うち輸入油脂）	(856)	(944)	(1,027)
う ち 国 産 原 料	385	389	383

### 3 新 食 品

近年、オリゴ糖や食物繊維、ポリフェノール等の食品新素材や新技術を活用した新しい食品（いわゆる機能性食品）が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として順調に拡大してきている。

これら新食品・食品新素材の原料・素材の安定的確保や食品新素材等の機能・安全性に関する情報の食品メーカーへの的確な伝達及び消費者への正しい理解を促進するために、平成17年度は以下の事業を行った。

#### (1) 農水産物機能性活用推進事業

地域の食品企業の振興と農水産業の進展を図るためには、地域の農水産物の機能性に着目した商品の開発・販売が極めて重要であると考えられることから、地域農水産物に含まれる機能性成分の活用方法や食品加工に利用する上での留意点等の整理・検討、機能性成分を活用した商品の試作・評価などを行った。

#### (2) 食品産業原料安定確保対策調査事業

ア 地域の中小食品企業にとっては、農林水産業等との連携を深め、特産物など地元の資源を活用した特色のある新食品・食品新素材を製造・販売していくことが重要となっている。新食品・食品新素材の市場における食品企業の原料・素材の安定的確保及び国産農水産物の利用拡大に資するため、国産農水産物の使用実態の調査や利用増進のための検討を行った。

イ 地域の中小食品企業に対して国産農水産物の利用増進の観点から食品新素材導入時のリスクを軽減するため、国産農水産物利用食品新素材利用マニュアル（原料素材の特性、利用方法、利用製品の品質・性状・貯蔵試験結果等を内容としたもの）として「ウコン抽出物」を作成し、利用技術の啓発普及を図った。

ウ 国産農水産物を利用した新食品・食品新素材に関して消費者に正しい理解を促進するため、「よくわかるカロテノイド」を作成・配布し、消費者への情報提供に努めた。

#### (3) 「消費者の部屋」での特別展示の開催

「消費者の部屋」での特別展示の開催により、新食品・食品新素材に関し消費者への情報提供を行った。

### 4 外 食 産 業

#### (1) 外食産業に関する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報及び調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

#### (2) 国産食材の利用推進

外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供とともに、外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進した。

#### (3) リサイクルの推進

外食産業における食品循環資源のリサイクル等を推進するため、店舗等の小規模施設における一次処理機器（炭化機器等）の効果的、経済的な利用方策の検討、一次処理物の利用範囲の拡大等を検討するとともに、外食事業者と一次処理物回収業者、燃料業者等関連事業者等と情報交換を行うための体制整備を支援した。

#### (4) 地域食材の活用促進

各県・地域の気候、風土、伝統に根ざした固有の食文化である多くの郷土料理の中から、次代に継承すべき伝統料理を選定するとともに、これら伝統料理を提供している外食店を紹介し、外食店を拠点とした情報発信を行うことにより、地域食材の活用促進を支援した。

#### (5) 緊急事態等への対応

BSE 患畜の発生等の緊急事態が発生し、食品原材料の入手等が困難となった場合に、新商品や新メニュー等への転換等外食産業における円滑な対応を確保するため、原材料転換等の対応事例の実態調査、これを踏まえた対応マニュアルの策定等を支援した。

## 第5節 米政策の改革

### 1 「米づくりの本来あるべき姿」を目指して

平成14年1月、米をめぐる情勢が

- ① 1人当たりの年間消費量が昭和37年度に118.3kgだったものが平成14年度に62.7kgとなり、需要が大きく減少した
- ② 国が配分する生産調整を30年以上やってきて生産調整は106万haと過去最高となり、生産調整の限界感や負担感が高まった
- ③ 担い手の世代交代が進まず、新しい担い手育成の面で立ち遅れていたこと

など、まさに閉塞状況に立ち至ったことにかんがみ、農林水産省では、生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、「生産調整に関する研究会」を設置し、同年11月29日に、「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」が取りまとめられた。農林水産省はこの報告を踏まえ、水田農業を取り巻く閉塞状況を打開し、

水田農業の未来を切り拓くため、これまでの米政策を抜本的に見直し、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」を実現するために平成14年12月に「米政策改革大綱」を審議決定し、消費者重視・市場重視の視点に立って、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって行うこととした。

改革の内容については次の4つの特徴を有している。まず、1点目は改革の道筋を明らかにするとともに、準備期間の設定や実行過程の検証を毎年度行うなど、「米づくりの本来あるべき姿」への円滑な移行(ソフトランディング)を図ること。2点目は、生産構造、需給調整や流通制度などの課題ごとに改革すべき内容とその目標年次を明確化していること。3点目は、改革の実行に当たって、農業者・農業者団体、流通業者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ること。そして4点目は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれか一つが欠けても十分なものとはならないことから、これらの政策全体をパッケージとして実施すること。

しかし、当然、これらの改革の効果は一朝一夕に現れるものではない。「米づくりのあるべき姿」の実現のために、農業者・農業者団体はもちろん、行政関係者、流通業者、消費者等の関係者が、この米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、一丸となって取り組んでいるところである。

#### (1) 米政策改革大綱

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増嵩、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況に立ち至っていた。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっていた。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点に立って、以下のとおり、水田農業政策・米政策の大転換を図った。

#### 第1 目的

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

#### 第2 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- 1 できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- 2 需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- 3 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- 4 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

#### 第3 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- 1 国は、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- 2 生産数量を調整する方式へ転換する。生産量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、5の過剰米短期融資制度による過剰処理分を補正する。生産数量の目標は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。
- 3 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- 4 助成措置については、地域の多様な取組に応えられる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策と米価下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設する。
- 5 豊作による過剰米については、「過剰米短期融資制度」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

#### 第4 流通制度改革

- 1 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- 2 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。
- 3 消費者の信頼性の回復の観点に立って、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステムの導入等を実施する。
- 4 消費者の安全性に関する関心に適切に答えていくため、安全性確認体制の確立を図る。このため、農業者団体等が行う全国的規模での効率的検査体制の整備を推進するとともに安全性確保策の強化について引き続き検討する。
- 5 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。
- 6 安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者について、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。
- 7 政府備蓄について、百万tを適正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを実施する。

#### 第5 経営政策・構造政策の構築

- 1 集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する。このため、認定農業者制度の見直し・改善を行う。また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体(仮称)」を担い手として位置付ける。
- 2 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。
- 3 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。また、水田整備の事業体系を利用集積経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

#### 第6 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

- 1 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。
- 2 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

#### 第7 その他

関連施策(産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度及び担い手経営安定対策)の具体的内容については、平成16年度予算の概算要求の決定時までには、各関連施策間の総合性・整合性をとりながら、農林水産予算全体の適切かつ効果的な編成の観点に立って決定する。

#### (2) 食糧法改正

平成14年12月に取りまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずるため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が改正され、平成16年4月1日に施行された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(概要)について

#### I 趣旨

平成14年12月にとりまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずる。

#### II 概要

##### (1) 基本指針の策定

- ① 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、現在の基本計画に代えて、需給の見通

し、備蓄運営の方針、輸入方針等を内容とする基本指針を定めるものとする（第4条第1項、第2項関係）。

- ② 基本指針の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととともに、需給見通しの策定に関し都道府県知事の協力を求めることができることとする（第4条第3項関係）。

## (2) 生産調整の円滑な推進

- ① 政府の生産調整施策の基本的な方針として、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて行うよう努めることを規定（第2条第2項関係）。
- ② 生産出荷団体等が主体的に生産調整を推進するための手法として、生産出荷団体等が、生産数量の目標の設定方針等を内容とする米穀の生産調整に関する方針を定め、これを国が認定する制度を設ける（第5条第1項関係）。

国及び地方公共団体は生産調整方針の作成及びその適切な運用のために、必要な助言・指導を行うよう努めるとともに、当該生産調整に参加する生産者が過剰米処理に係る無利子資金の貸付けを受けられることとする（第6条、第7条、第9条第1号関係）。

## (3) 適正かつ円滑な流通の確保

- ① 現在の計画流通制度及びその関連制度（自主流通法人の指定、業者登録制、農産物検査の受検義務等）を廃止し、以下のとおり新たな安定供給体制を整備する。
- ② 適正かつ円滑な米流通を支援するため、(2)の②に規定する過剰米処理に係る無利子資金の貸付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う指定法人制度を設ける（第8条から第17条まで関係）。
- ③ 現在の自主流通米価格形成センターを米穀価格形成センターに改称し、取引方法の拡充、売買資格者の規定の整備等を行う（第18条から第28条まで関係）。
- ④ 米穀の出荷又は販売の事業を行う者について、氏名・住所・主たる事務所の所在地等の届出と帳簿の備付けを義務付ける（第47条、第48条関係）。
- ⑤ 緊急時における政府の対応を再編し、米全体を対象として必要な規制を行うことができることと

する（第37条から第40条まで関係）。

## (4) その他

- ① この法律は、平成16年4月1日から施行するものとする。ただし、生産調整の実施に関連する基本指針等は、施行日前に策定すること等ができるものとする（附則第1条から第3条まで関係）。
- ② (ア)18年産又は19年産までの米穀に係る基本指針については、その内容として(1)の①に掲げる事項のほか地域別の米穀の生産の目標数量を定めること、(イ)既存の登録業者は届出をしたものとみなすこと、等所要の経過措置に関する規定を設ける（附則第4条から第13条まで関係）。

## 2 米政策改革の着実な推進

米については、平成14年12月に決定された米政策改革大綱の下、需給・価格情報等を踏まえ、農業者や産地が、主体的な判断により、需要に即応した米づくりの推進を通じ、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指している。

その中で、米政策改革を着実に推進するため、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、19年産から、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき、主体的経営判断により需要に応じた生産に取り組む「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」への移行を目指し、次のような対策により、この新システムの移行が円滑に行えるよう、引き続き、農業者団体と連携の上、生産現場での推進を強力に進めることとした。

### (1) 経営所得安定対策等大綱

平成17年10月に決定された「経営所得安定対策等大綱」において、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策という一連の政策改革について、対策の基本的骨格を示したところである。

その中で、米政策改革を推進するための対策については、水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指すことも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から見直し、再編整理を行うとした19年度からの国の支援策及び新たな需給調整システムの大枠に基づく米政策改革の更なる推進を図ることとした。

経営所得安定対策等大綱  
米政策改革推進対策

## 1 趣旨

- (1) 米については、平成14年12月に平成22年度を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。
- (2) こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。
- (3) また、米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すこととするが、この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとすることが必要である。
- (4) 今後の進め方としては、
  - ・ 支援措置のあり方については、詳細（予算規模等）は平成19年度予算の概算要求の決定時まで決定する。
  - ・ 平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することを目指す。
- (5) また、米政策改革の着実な取組を進めるとともに、新たな需給調整システムへの移行が円滑に行えるよう、引き続き、担い手確保運動と連携を図りつつ、生産現場での推進を強力に進める。

## 2 平成19年度からの国の支援策の大枠

米政策改革を推進するための対策については、水

田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指すことをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

具体的には、地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講ずることとし、

- ① 産地づくり対策については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

なお、産地づくり交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

- ② 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）を行えるよう措置する。

また、集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稲作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

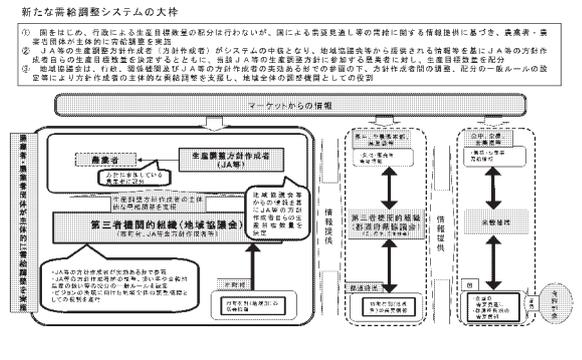
## 3 新たな需給調整システムの大枠

### (1) システムの考え方

- ① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施

- ② JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

(2) システムの概要



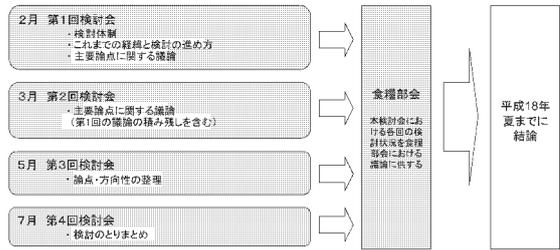
(2) 新たな需給調整システムの移行の検証に関する検討会及び食料・農業・農村政策審議会食糧部会

平成17年10月に決定した経営所得安定対策等大綱における米政策改革推進対策については、19年度移行の支援策の大枠とともに、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、19年産からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとされ、新しいシステムの大枠についても決定された。

このような状況を受け、18年度に移行への条件整備等の状況の検証を行うことが必要とされたことから、農業者団体、都道府県、市町村、学識経験者等による専門的な立場からの検討の場として、新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会を平成18年2月から開催し、19年産からの移行への条件整備等の状況につき、所要の検討を行い、これを食料・農業・農村政策審議会食糧部会における議論に供することとした。

18年度における検証作業の進め方

- 19年産からの移行に関する条件整備等の状況の検証については、これまで米政策改革の推進状況を報告してきた食糧部会において、2ヶ月に1回程度の頻度で議論が行われ、本年夏を目途に結論を出す予定。
- 地方、この検証のためには、国のみならず、新システムの実体となる農業者団体や、地方公共団体、学識経験者等による専門的な検証が必要。このため、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会」において、同じく2ヶ月に1回程度、専門的な立場から所要の検討を行い、これを食糧部会における議論に供していくこととする。



第6節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 米の需給に関する動向

(1) 国内需給

17/18年（平成17年7月～平成18年6月）の需給見通しについては、平成17年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）において次のとおり策定された。

平成17/18年の主食用等の需給見通し

(単位：万t)

	全体需給	うち政府米	
平成17年6月末在庫量	A	259	84
(うち豊作分)		(9)	
平成17年産米生産量	B	893	40
供給量計	C = A + B	1,152	124
需要量	D	853	10
主食用等以外（飼料用等）処理	E	23	23
(うち区分出荷・保管見込数量)		(8)	
平成18年6月末在庫量	F = C - D - E	276	91
		〔17年産米の区分出荷・保管が見込みどおり行われた場合は268〕	

平成17年産米については、全国の作況が3年ぶりに平年ベースを上回る101となり、水稻収穫量は906万tとなった。このうち加工用米に仕向けられた13万tを差し引いた893万tが主食用等に仕向けられている。また、これに対し、17/18年の需要実績（速報値）は851万tであることから、42万tの生産過剰が生じたこととなる。しかしながら、豊作による過剰分については、集荷円滑化対策により8万tが区分保管されたことや平成17年産米政府買入を39万t行ったこと等から、17/18年については、需給は概ね均衡したと考えられる。

(2) 外国産米

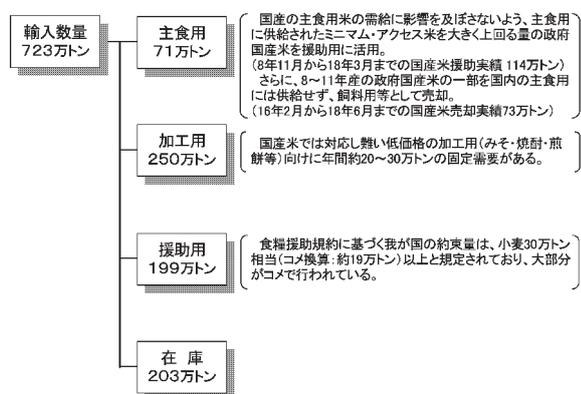
平成7年4月から平成18年3月までのミニマム・ア

クセス米の輸入量は723万tとなった。

また、ミニマム・アクセス米については、全量国家貿易の下、基本的に、政府が全量買い取り、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途）に向けて販売するとともに、販売されなかったミニマム・アクセス米は、国産米とともに援助用途に充てられているほか、新規用途需要等に充当するよう政府が在庫として管理している。

しかしながら、ミニマム・アクセス米の在庫は増嵩し、平成18年3月末現在の持越在庫は203万tとなった。

ミニマム・アクセス米の販売状況



(平成7年4月～平成18年3月末)

### (3) 米の流通

・コメ価格センターの取引ルールの見直しの検討

コメ価格センターでの取引については、これまで米政策改革大綱に則り、取引ルールの整備に努めてきたが、平成17年産米の入札取引の状況をみると、申込倍率、落札率は低く、銘柄によっては多量の落札残が継続的に発生するなど、活発な取引を通じて実勢に即した価格形成が行われているとは言い難い状況ある。

このようなことから、売り手、買い手、学識経験者等のメンバーにより、専門的立場からの議論を行う場として、2月16日に「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」を設置し、4回の集中的な検討を重ねて、3月23日に開催された第4回検討会において「コメ価格センター取引ルールの見直しの方向」を次のとおり取りまとめた。

#### コメ価格センター取引ルールの見直しの方向

##### 総論

##### 1 目標

透明性・公平性のある取引ルールの下で活発な取引が行われる市場として育成し、これを通じた実勢に即した価格形成を図る。

## 2 現状

昨年のセンター取引ルールの見直しにより、上場数量要件(1/3)の設定等を行い、相当な数量の入札取引の下での適正な価格形成を図った。

しかしながら、平成17年産米の取引実態を見ると、月1回の入札において、引き続き多くの銘柄が多量の不落札を出し、少量の落札での価格形成がなされるケースが出ており、実勢に即した的確な市場シグナルの発信という現物市場の機能が十分発揮されていない。

## 3 以上を踏まえ、次の目的のために必要な見直しを行う。

- ・センターにおける活発な取引を通じた実勢に即した価格形成
- ・これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルの発信

## 4 取引における公正・中立性の確保のために、取引監視委員会の役割について十分検討するとともに、透明性確保のために、センターで行われる取引の全てについて、引き続き、各回ごとの加重平均価格、落札率等を公表する。

### 各論

#### I 取引頻度の拡大

取引頻度を大幅に増加し、全ての取引について、端境期を含め、毎週実施する。

#### II 取引の場の拡大

以下のように取引の選択を拡大する。

##### 1 年間を通じて安定的な上場が行われる基本的な入札取引

- ・年間上場計画あり
- ・販売計画数量(予め価格の設定された相対取引等の一定の取引数量を除く)の一定割合未満でも上場できるようにする。
- ・上場数量と売り手の希望価格とは相互に関連することから、上場数量が一定割合未満の場合は、売り手の希望価格は年内等一定の時期までとし、価格の相場観が出来る時期以降は、ストップ高、ストップ安制に移行

##### 2 買い手のイニシアティブによる先渡の取引

- ・買い手が、以下のような条件を提示し、売り手が応札
  - ① 希望価格(開示)
  - ② 引渡期限(1～3ヶ月)
  - ③ その他の条件(例:確認米)

・最低申込単位あり

### 3 売り手のイニシアティブによるスポット的取引

- ・年間上場計画なし
- ・売り手の希望価格あり（開示）
- ・上場数量要件なし
- ・最低申込数量単位あり
- ・3ヶ月の上場計画（前月に提示）
- ・落札玉の引取期限は1ヶ月
- ・2札制

### 4 新規参入者や早期米、少量のみを上場する場合のための措置が必要（基本的入札取引に準じる取引、日常的取引）。

## III その他取引の公正・中立・透明性を確保するための措置

### 1 従来、基本取引に上場していた産地品種銘柄であって、

- ① 基本的入札取引以外にのみ上場されるもの、
  - ② 基本的入札取引に上場されるものであっても、一定回数以上にわたり落札率が一定割合を下回るもの
- については、補完的に相対取引価格の報告を受け、農林水産省が定期的に公表。

### 2 売り手が複数の買い手子会社（議決権の過半数を所有するものに限る）を所有している場合は、当該売り手・買い手間の取引は認めない。

## IV 実施時期等

平成18年産米から適用。これに向けて、センター運営委員会において具体的なルール改正の作業を実施。

## (4) 米備蓄の運営

### ア 備蓄運営の基本方針

平成17年産米の政府買入については、数回に分けて入札を実施することとし、40万tの買入計画のうち、平成18年3月までに25万tを提示し、ほぼ全量の実績を買入を実施した。残りの15万tについても平成18年4月以降入札を実施し、6月までに40万tの買入に努める（実績39万t）ことにより、適正な備蓄運営を図ることとした。

販売については10万tとし（実績12万t）、年産構成の適正化の観点から、原則として年産の古いもの

から販売していくこととしたが、平成9～平成11年産米の在庫・販売状況を踏まえ、平成15年産及び平成16年産米についても需給見通しに即して販売を行った。

なお、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、平成17年7月から平成18年6月までの間の政府米の売買については需給見通しに即して行うとともに、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を平成17年産米の政府買入数量から減じることとした。

また、平成9年産米等の長期保管されている米のうち、品質劣化等により主食用に適さないと判断されたものについては、消費者の政府備蓄米に対する安心の確保の観点から、引き続き主食用以外の用途（飼料用等）に仕向けることとした。

### イ 政府米の販売

政府米の主食用への販売については、米政策改革大綱の決定を受け、平成16年4月以降、一般競争契約（入札）による販売を基本とした方式に変更し、落札残があった場合等には随意契約による販売を行っている。17年度においては、各月1回の入札と落札残の随意契約を基本として販売を行った。

販売数量については、販売の主体が平成9年産から平成11年産までであったこと及び販売業者の手持在庫の消化が予想以上に進まなかったこと等により、政府米に対する販売業者の買受け意欲は総じて低調に推移した。

この結果、平成17年度は7万1千tの販売実績となった。

### ウ 政府買入れ

#### (ア) 平成16年産米の政府買入れ

平成16年産米の政府買入数量については、平成16年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、備蓄の適切な運営を図る観点から40万tと設定され、このうち249千tは平成16年度に実施した2回の入札等で買入れたため、平成17年度は残り15万tを対象に買入を行うこととした。第3回の政府買入で、全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄を対象とした買入れについては45銘柄を、銘柄を指定しない買入れについては5産地を対象にして、平成17年5月27日に一般競争入札、6月2日に再度入札、6月6日から10日まで随意契約による見積合わせを実施した。この入札等では、4月以降の民間在庫の減少を背景に民間での平成16年産米の販

売が順調に進んだことにより、提示数量150千tに対し申込みは129千tにとどまり、落札数量は122千tとなり、引渡期限の8月末までに買い入れた。

この結果、平成16年産米の最終的な買入数量は、計画の40万tに対し371千tとなった。

(イ) 平成17年産米の政府買入れ

平成17年産米の政府買入数量については、平成17年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、政府備蓄水準と年産構成の適正化の観点から40万tと設定され、このうち25万tは平成17年度中に買い入れることとなった。

a 第1回政府買入れ

第1回の政府買入れは、全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄を対象とした買入れについては49銘柄を、銘柄を指定しない買入れについては10産地を対象にして、平成17年12月8日に一般競争入札、12月14日に再度入札、12月16日から22日まで随意契約による見積合わせを実施した。この入札では提示数量250千tに対し254千tの申込みがあり、238千tが落札された。

b 第2回政府買入れ

第2回の政府買入れは、第1回の政府買入れで落札残となった12千tについて全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄の17銘柄を対象にして、平成18年1月17日に一般競争入札、1月24日に再度入札を実施した。この入札では提示数量12千tに対し12千tの申込みがあり、全量が落札された。

この結果、第1回の政府買入れと合わせた落札数量の合計は予定した250千tとなり、引渡期限の平成18年3月末までに買い入れた。

2 平成17年度の需給調整

(1) 概要

米の需給調整については、米政策改革の下、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すこととしているが、その移行するまでの間の当面の需給調整について、平成16年度から生産数量を調整する方式に転換を図り、需要に応じた米づくりを推進しているところであり、平成17年産米の全国生産目標数量を851万tと設定した。

また、平成18年産米の全国生産目標数量については、16/17の需要実績、16/17、17/18の需要見通し及び平成17年産米集荷円滑化対策による区分出荷数量補正分を勘案し833万tと設定した。

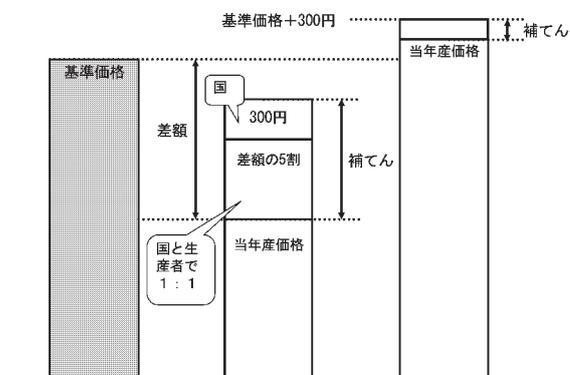
(2) 主な助成措置

ア 稲作所得基盤確保対策

平成16年産米から、需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策（稲作所得基盤確保対策）を生産調整の優遇措置として実施している。

平成17年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約97万人、加入数量では約408万tとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて本対策が発動された。

○ 稲作所得基盤確保対策の仕組み



イ 集荷円滑化対策

集荷円滑化対策は、豊作により発生した過剰米を区分出荷し、主食用等以外に適切に処理することにより、主食用米等の価格の低下による農業経営への影響を回避するものである。

平成17年度の本対策の加入状況については、加入生産者数が約138万人、加入生産者の生産目標数量が約580万t、主食用等水稻作付面積が約110万haとなり、生産者の拠出金約160億円が、対策のための基金として造成されたところである。

なお、平成17年産水稻においては平成17年10月15日現在の作況指数が全国で101となったことから、本対策が初めて発動され、豊作による過剰米約8.6万tのうち、約7.6万tが区分出荷され、60kgあたり3千円の短期融資がなされたところである。

3 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度（米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。

表 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数

都道府県	届出事業者数	都道府県	届出事業者数
北海道	3,516	滋 賀	1,020
青 森	849	京 都	2,618
岩 手	1,471	大 阪	6,434
宮 城	1,707	兵 庫	4,126
秋 田	1,074	奈 良	1,140
山 形	1,093	和歌山	937
福 島	2,192	鳥 取	281
茨 城	1,823	鳥 根	555
栃 木	1,242	岡 山	1,039
群 馬	1,304	広 島	2,060
埼 玉	3,232	山 口	1,023
千 葉	3,544	徳 島	812
東 京	7,548	香 川	1,065
神奈川	4,242	愛 媛	1,191
新 潟	2,376	高 知	715
富 山	564	福 岡	3,697
石 川	924	佐 賀	867
福 井	714	長 崎	1,682
山 梨	1,076	熊 本	1,400
長 野	1,635	大 分	917
岐 阜	1,090	宮 崎	982
静 岡	2,091	鹿 児 島	2,557
愛 知	3,323	沖 縄	637
三 重	1,104	計	87,489

注) 届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出が義務付けられている。

#### 4 米の消費拡大

##### (1) 米の消費拡大対策の推進

平成17年度における米の消費拡大については、食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や食育基本法の施行を踏まえ、食育の推進と一体的に米を中心とした日本型食生活の普及等について、医療関係機関等と連携を図りながら、広報媒体の有効な活用等

により、国民運動的な展開を図ることとし次の取組を中心に事業を実施した。

- ア 医師等専門家と連携した「ごはん食の健康面における有効性」の裏付けとなる研究と「お米・健康サミット」等を通じた研究成果の普及
- イ 専門家の裏付けを得た「ごはん食の健康面における有効性」等について、テレビ番組等により消費者に対して情報提供

##### (2) 米の消費拡大のための施策

###### ア ごはん食健康情報等の発信

医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康面における有効性等の普及啓発活動及びテレビの積極的な活用等による国民運動的な普及啓発を実施することとし、社団法人米穀安定供給確保支援機構等と共同して、次の事業を実施した。

- (ア) 医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康面における有効性をテーマとしたお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発
- (イ) ごはん食を題材にしたテレビ番組「小倉智昭・柴田理恵のいまどき！ごはん」の放送を通じた普及啓発

###### イ ごはん食推進の取組に対する支援

生産者団体が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（各種媒体やお米ギャラリーを活用した情報提供事業、稲作体験学習やごはん料理教室・セミナー等の体験事業）を実施した。

また、NPO等の創意工夫を活かしたごはん食推進の取組提案を公募し、その活動への支援を実施した。

## 5 学校給食

### (1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成16年5月現在における学校給食の実施状況は表14のとおりである。

表14 学校給食実施状況

区 分	学校数 校	児童・生徒数 千人
完全給食	31,902	9,806
補食給食	410	56
ミルク給食	1,488	470

計	33,800	10,332
未実施	2,470	731
総計	36,270	11,063

## (2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしている。

平成17年度においては、米飯学校給食の普及が遅れている都市部に重点をおいて、保護者、学校給食関係者を対象とした、「ごはんで給食フォーラム」、学校給食関係者を対象とした、「ごはんで給食メニュー講座」の開催等に対する支援をしたほか、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

この結果、米飯学校給食の実施状況は、平成16年5月現在では、

- ア 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.4% (51年5月36.2%)
  - イ 対象児童・生徒数の比率は、99.6% (51年5月30.3%)
  - ウ 週平均実施回数2.9回 (51年5月0.6回)
  - エ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の87.7% (51年5月7.0%)
- となり、着実に普及している。

## 第7節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

### 1 新たな麦政策

#### (1) 麦政策検討小委員会における議論

- ア 国内産麦の品質・生産性向上の遅れ、安価な小麦粉調製品等の輸入増、麦会計への一般会計繰入の増加等の顕在化している課題に対応するため、平成16年5月に、食料・農業・農村政策審議会食糧部会の下に専門の見地から新たな麦政策を検討するための麦政策検討小委員会が設置された。
- イ 麦政策検討小委員会では、平成17年10月までに懇談会を含めて計12回にわたり麦政策全般について議論が行われた。これらの議論の結果、平成17年10月28日に「今後の麦政策のあり方」がとりまとめられ、11月7日に食糧部会の了承を得て、審議会報告として政府に提出された。

#### ウ 「今後の麦政策のあり方」の内容

##### (ア) 国内産麦

- a 品目横断的経営安定対策の導入に伴い、既存制度・施策（政府無制限買入制度、麦作経営安定資金）を廃止し、担い手の経営安定を図る新たな対策に転換
- b 民間流通制度の見直しを着実に実施するため、平成18年産から、播種前契約について、これまでの数量のみの契約に加え、作付面積を播種後に確認する仕組みを導入する等所要の見直しを実施。平成19年産以降についてもその具体的検討を進めるとともに、定期的に検証
- c 品目横断的経営安定対策への転換に併せて、実需者ニーズに応じた良品質で生産性の高い麦の生産に取り組むため、産地改革計画に基づく産地段階の取組を推進するとともに、追加契約麦の取扱いや品質評価基準の見直しについて検討を開始
- d 良品質麦の生産振興に資するよう検査規格全般について見直しを検討
- e 新品種の選抜段階における実需者の参画も含め、実需者ニーズに応じた新品種の開発やその導入・普及を推進

##### (イ) 外国産麦

- a 引き続き国家貿易を維持しつつ、外国産麦の売渡価格について、海外の市場動向等を一定程度反映した価格（買付価格にマークアップを加えた水準）へ移行するほか、麦についても SBS 制度を導入
- b 不測の事態に備え国全体で保存しておく必要がある数量の見直し（2.6ヶ月→2.3ヶ月）と官民分担の明確化（通常の需給操作に必要な在庫は民間、不測の事態において民間の在庫だけでは不足するものは国の備蓄）
- c 保管料単価の定期的見直し、大型船の一層の活用による管理コスト削減
- d 製粉企業等の自主的な体質強化の取組を促進するための支援
- エ なお、この審議会報告の際、審議会会長から、「政府はこの報告を踏まえ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正等所要の措置の実施について万全を期されたい」旨の意見具申があった。

#### (2) 食糧法の一部改正

- ア 農林水産省では、この審議会報告を踏まえ、平成19年産からの品目横断的経営安定対策への転換に対応するとともに、民間流通を基本とした麦全体の需

給及び価格の安定を図るため、国内産麦の政府無制限買入制度を廃止し、政府が策定する需給見通しに基づき国内産麦の生産並びに外国産麦の輸入及び備蓄を行うこととする等を内容とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」を平成18年2月に国会へ提出した。

#### イ 「食糧法の一部改正法案」の概要

##### (ア) 麦の政府無制限買入制度の廃止

新たな経営安定対策の導入に伴い、政府買入価格による国内産麦の政府無制限買入制度を廃止する。

〔※ 国内産麦は、既に17年産において全量が民間流通に移行。〕

##### (イ) 麦の需給見通しの策定等

国内産麦の生産及び民間流通の確保を図るとともに、外国産麦の安定的な供給を実施するため、農林水産大臣が客観的なデータに基づき麦の需給見通しを策定する。

##### (ロ) 麦の標準売渡価格制度の廃止

政府保有麦（外国産麦）の売渡しを年間を通じて固定的な価格で行う標準売渡価格制度を廃止し（米穀については既に廃止）、外国産米穀の売渡しと同様、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡す仕組みとする。

##### (ハ) SBS方式の導入

実需者の多様なニーズに国家貿易の枠内で柔軟に対応できるよう、米穀について既に制度化されている売買同時契約（SBS）方式を導入する。

「食糧法の一部改正法案」については、平成18年3月から衆議院での審議が開始され、5月18日の衆議院本会議で可決、同日に参議院に送付され、参議院での審議を経て、6月14日の参議院本会議において可決・成立し、6月21日に公布された。

## 2 麦類の需給

### (1) 麦類需給計画

平成18年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

#### ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦0.5千t、大・はだか麦1千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について買入れを行うという基本的な考え方のもとに518万tを見込んだ。

外国産大・はだか麦についても、小麦と同様な考え方により27万5千tを見込んだ。

#### イ 需要量

##### (ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して511万2千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して11万1千t、合計522万3千tを計上した。

##### (イ) 大・はだか麦

主食用については、最近における精麦の需要動向等を考慮して25万1千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して2万5千t、合計27万6千tを計上した。

#### ウ 期末持越量

国内産麦については、18年度の供給見込量から当年度の販売見込量を差し引き、小麦は0千t、大・はだか麦は0千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は79万6千t、大・はだか麦は4万4千tを見込んだ。

### (2) 麦類需給実績

平成17年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

#### ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦0千t、大・はだか麦0千tとなり、当初計画に比べ、小麦は1千t減少し、大・はだか麦は2千t減少した。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦478万6千t、大・はだか麦25万8千tとなり、当初計画に比べ、小麦は45万4千t減少し、大・はだか麦は3千t減少した。

#### イ 需要量

##### (ア) 小麦

主食用は476万3千t、固有用途用は11万2千tとなり、当初計画に比べ、主食用は36万4千t減少し、固有用途用は2千t減少し、合計で487万5千tとなった。

##### (イ) 大・はだか麦

主食用は21万4千t、固有用途用は4万tとなり、当初計画に比べ、主食用は1万8千t減少し、固有用途用は9千t増加し、合計で25万4千tとなった。

#### ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦は0千t、大・はだか麦は0千tとなり、当初計画と同数となった。

外国産麦については、小麦は88万9千t、大・はだか麦は5万8千tとなり、当初計画に比べ、小麦は40万8千t減少し、大・はだか麦は1万t増加した。

### 3 国内産麦の民間流通

#### (1) 平成17年産麦

国内産麦の民間流通においては、播種前に締結する通常契約（入札・相対契約（作柄変動が大きい作物特性にかんがみ契約数量に「一定の幅」設定。))を基本とし、豊作等により必要が生じた場合には出来秋に追加契約を締結するものとしている。

##### ア 小麦

平成17年産小麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量は78万6千t、購入希望数量は78万2千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は83万2千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る1万4千tが追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15)

##### イ 大麦・はだか麦

平成17年産大麦・はだか麦の販売予定数量は11万6千t、購入希望数量は13万1千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は9万6千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る3千tが追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15)

表15 平成17年産麦の契約締結状況

(単位：千t)

麦種	販売予定数量	出荷数量	契約締結状況	
			通常契約	追加契約
小麦	786	832	818	14
小粒大麦	49	40	40	0
大粒大麦	50	46	43	3
はだか麦	17	11	11	0
4麦計	902	928	911	17

なお、平成17年産麦の政府買入れのための諸措置は次のとおりであるが、平成17年産麦については、全量が民間流通に移行した。

ア 平成17年産麦の政府買入れについては、10月26日に買入条件を設定した。

イ 平成17年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、平成16年10月26日、農林水産省告示第1934号をもって告示された。

小麦（1等正味60kgにつき）	7,197円
大麦（1等正味50kgにつき）	5,060円
はだか麦（1等正味60kgにつき）	

7,473円

ウ 平成17年産の政府買入数量は次のとおりである。

	16年産	17年産	前年比
小麦	13t	0t	0.0%
大麦	72t	0t	0.0%
はだか麦	1t	0t	0.0%
合計	86t	0t	0.0%

#### (2) 平成18年産麦

##### ア 基本事項の決定等

平成18年産麦については、平成17年4月27日に開催された「第16回民間流通連絡協議会」において、民間流通の仕組みが生産者団体、実需者等の中で合意が図られ、決定された。

主な変更点としては、実需者ニーズに応じた生産（播種前契約の精神の徹底、契約後の播種面積の確認）、一定の幅（アローワンス）の地方協議会における設定等について合意が図られたところである。

また、平成18年産麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量、購入希望数量（表16）は、平成17年7月25日に開催された「第17回民間流通連絡協議会」において協議、決定された。

表16 平成18年産麦の販売予定数量及び購入希望数量  
(単位：千t)

麦種	販売予定数量	購入希望数量
小麦	805	789
小粒大麦	43	59
大粒大麦	48	80
はだか麦	16	27
計	912	955

##### イ 平成18年産麦の入札の実施

平成18年産麦の入札は、(財)全国米麦改良協会を実施主体として、平成17年8月9日に第1回、8月30日に第2回が実施された。

入札結果は、各銘柄ごとの評価や需給事情等を反映して、前回価格を上回るものと下回るものに分類される状況となってきている。(表17)

表17-1 平成18年産麦入札結果の概要

(単位：t)

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	222,540	11,550	7,780	3,630
落札数量	214,080	11,070	7,080	3,630
落札率	96.2%	95.8%	91.0%	100.0%

表17-2 平成18年産麦入札の指標価格の動向  
(単位：銘柄数)

麦種	基準価格対比			計
	上昇	同価格	下落	
小麦	20	1	12	33
小粒大麦	12	0	0	12
大粒大麦	8	0	0	8
はだか麦	5	0	0	5

ウ 平成18年産麦の相対取引の実施

平成18年産麦の入札結果を踏まえ、価格については、入札の指標価格を基本とし、数量は平成18年産の販売予定数量から入札における落札数量を差し引いた数量を相対数量として平成17年10月始めに売り手から買い手に提示された。

相対数量の提示を受け、売り手、買い手で協議が進められ、販売予定数量の全量について播種前契約が締結された。

4 販 売

(1) 政府所有玄麦（製粉用小麦）の販売実績

平成17年度における製粉用玄麦の販売実績は、ソフト系外麦131万t（27.5%）、セミハード系外麦73万t（15.3%）、ハード系外麦272万3千t（57.2%）で、対前年比8万4千t（1.7%）の減少となった。

また、販売数量のうち外麦の産地国別の割合は、アメリカ産254万1千t（WW47万9千t、SH73万t、DNS118万1千t、HP15万1千t）で53.3%、カナダ産114万7千t（CW91万4千t、DRM23万4千t）で24.1%、オーストラリア産107万5千t（ASW83万1千t、PH24万4千t）で22.6%となっている。

(2) 政府所有玄麦（固有用途用小麦）の販売実績

固有用途用については、しょうゆ用等として11万2千tで、対前年比1千t（0.8%）の増加となった。

(3) 政府所有玄麦（大・はだか麦）の販売実績

精麦用としては、21万3千tで、対前年比3万6千t（14.5%）の減少となった。

固有用途用については、麦茶、ビール用等として4万tで、対前年比1万7千t（29.4%）の減少となった。

5 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成18年産麦の政府買入価格については、平成17年10月7日に開催された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会において、小麦については、現

行価格に比べ0.7%の引下げとする政府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会から答申が行われた。この答申を受け、平成18年産麦の政府買入価格は政府案どおり決定され、10月31日に農林水産省告示第1622号をもって告示された。

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

平成18年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎として決定することにつき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成17年10月7日

農林水産大臣 岩永峯一

諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第41条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格については、昭和63年の米価審議会答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎として決定してきております。

麦政策については、現在、平成10年に策定した「新たな麦政策大綱」に基づき各般の施策を展開しているところでありますが、今後は、本年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るような施策展開が求められております。このため、平成19年産からは、麦についても、同計画に基づき現行の品目別経営安定対策を見直し、品目横断的政策へ転換することとされたほか、平成27年度の麦に係る生産努力目標の中で、農業者等が今後取り組むべき課題として、実需者のニーズに応じた計画的生産、品質及び生産性の向上が明記されたところであります。

その具体化に向けては、昨年は麦政策検討小委員会において、ご議論いただいたところであり、最近における状況も踏まえ、最終のご報告を近々いたたくこととしているところであります。

このような中、平成18年産麦の政府買入価格につ

いては、現行の制度としては最後のものとなりますが、以上のような麦政策の展開方向に合致したものとする必要があります。現行の算定方式は、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立っており、このような麦政策の改革の狙いに即していると考えられるため、平成18年産麦の政府買入価格についても、引き続きこの方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の階層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によった場合の平成18年産麦の政府買入価格については、後ほど資料により御説明申し上げます。

イ 平成18年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の基準額

a 主産地方式による基準額の算定

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum \bar{H}}{N}} \times 60$$

P：基準額

̄C：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10a当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

̄H：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10a当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

b 基準額の算定

$$58,833\text{円}/439\text{kg} \times 60\text{kg} = 8,040\text{円}/60\text{kg}$$

（基準額、裸価格）

c 変化率

$$\frac{8,040\text{円}/60\text{kg} \text{ (18年産小麦の基準額)}}{8,097\text{円}/60\text{kg} \text{ (17年産小麦の基準額)}} = 0.9930$$

(イ) 小麦、大麦及びはだか麦の政府買入価格

平成18年産麦の政府買入価格については、平成

17年産小麦の基準額に対する平成18年産小麦における基準額の変化率を、小麦、大麦及びはだか麦それぞれの平成17年産政府買入価格（1等）に乗ずることにより得た額とする。

a 小麦

$$7,197\text{円}/60\text{kg} \times 0.9930 = 7,146\text{円}$$

（1等60kg、裸価格）

b 大麦

$$5,060\text{円}/50\text{kg} \times 0.9930 = 5,024\text{円}$$

（1等50kg、裸価格）

c はだか麦

$$7,473\text{円}/60\text{kg} \times 0.9930 = 7,420\text{円}$$

（1等60kg、裸価格）

(ウ) 種別・等級別政府買入価格

平成18年産麦の政府買入価格については、平成17年産麦における等級間格差に準拠して算出した額とする。

種類 \ 等級	1等	2等
小麦 (60kg当たり)	7,146円	5,546円
大麦 (50kg当たり)	5,024円	3,691円
はだか麦 (60kg当たり)	7,420円	5,820円

なお、包装込みの麦の価格は、包装の区分に従い、この価格に別に定める包装代を加えて得た額とする。

ウ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

平成18年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成18年産麦の政府買入価格については、諮問案どおり決定されたい。

なお、新たな政策体系への移行に際しては、国内産麦の品質・生産性の向上並びに円滑な流通の確保等に一層努力されたい。

平成17年10月7日

農林水産大臣岩永峯一殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会会長 八木宏典

(2) 麦の政府売渡価格

麦の標準売渡価格については、「主要食糧の需給及び

価格の安定に関する法律」第43条の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

麦の標準売渡価格は、平成17年12月8日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会において、現行価格に比べ外国産小麦は全銘柄平均で0.35%の引き下げ、外国産大麦及びはだか麦は全銘柄平均で3.59%の引き上げとする政府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会から答申が行われた。この答申を受け、麦の標準売渡価格は政府案どおり決定され、12月22日付け農林水産省告示第4244号をもって告示された。

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

#### 諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国際価格、為替相場の動向、家計の動向等の経済事情にかんがみ、これを改定することにつき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第43条第4項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成17年12月8日

農林水産大臣 中川昭一

#### 諮問の説明

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という）第43条第3項の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

麦をめぐる経済事情をみると、国内産麦については、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するため、麦作経営安定資金の平成18年産単価について引下げを行ったものの、生産数量は引き続き増加しております。

一方、外国産小麦については、国際価格及び海上運賃は比較的安定的に推移しているものの、為替相場は円安基調で推移しております。また、管理経費については、大型船の利用等による管理の効率化を通じ、更なる縮減合理化を図っております。

国内の小麦粉価格は、小麦粉調製品の輸入が引き続き増加している影響を受け、安値で推移しています。また、家計費については、世帯主の定期収入の減少により、直近の可処分所得は減少している状況

にあります。

なお、外国産大麦については、主要輸出国における作柄が不良であったため、輸入先の多角化を図っているものの、買入価格は依然として高く、売渡価格は買入価格に管理経費を加えて得た価格を下回っている状況にあります。

また、本年11月、食料・農業・農村政策審議会より「今後の麦政策のあり方」について報告をいただき、現在、この報告を踏まえ、食糧法の改正など具体的な施策について検討を進めているところであります。この中で、標準売渡価格制度を廃止し、買付価格を反映した適切な価格で売り渡すこととすることを検討しております。

今回の麦の標準売渡価格については、以上のような事情を総合的に考慮して決定してはどうかということとあります。

#### イ 標準売渡価格の算定の説明

##### a 算定の基本的考え方

小麦の標準売渡価格は、家計費に基づき算出される価格（家計麦価）の範囲内において、輸入麦コスト、政府買入に係る国内産麦コスト及び民間流通に係る国内産麦の生産の安定に係るコストを総合的に勘案して算定（コストプール方式）することとする。

##### b コストプール方式による算定

aの基本的考え方に基づき、標準売渡価格の改定率を以下により算定することとする。

- ・ 輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入、保管及び売渡に要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格に輸入麦の政府買入数量を乗じて得た額を輸入麦及び国内産麦のそれぞれの政府買入数量（以下「政府麦買入数量」という。）で除したものを「輸入麦コスト」とし、
- ・ 国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格に国内産麦の政府買入数量を乗じて得た額を政府麦買入数量で除したものを「政府買入に係る国内産麦コスト」とし、
- ・ これらのコストを加えたものを「政府麦に係るコスト」とした上で、
- ・ 国内で生産され、民間流通する麦の生産の安定に係る費用に民間流通に係る国内産麦の数量を乗じて得た額を政府買入数量で除したものを「民間流通に係る国内産麦コスト」とすると

もに、

- ・ これらを加えたコストを、今回決める輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格(以下「小麦のコスト価格」という。)とする。
- ・ 以上により算出される小麦のコスト価格と現行の輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格(以下「平均標準売渡価格」という。)との関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト

- ① FOB 価格 t 当たり 183 \$
- ② 為替レート \$ 当たり 111円
- ③ 輸入麦買入価格 t 当たり 30,226円
- ④ 政府管理経費 t 当たり 3,904円
- ⑤ 輸入麦コスト t 当たり 34,130円

注：FOB 価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近 6 ヶ月間の平均価格である。

(b) 政府買入に係る国内産麦コスト

t 当たり 0円

(c) 政府麦に係るコスト ((a)と(b)を加えたもの)

t 当たり 34,130円

(d) 民間流通に係る国内産麦コスト

- ① 麦作経営安定資金 t 当たり 16,685円
- ② 流通コスト等 t 当たり 1,251円
- ③ 民間流通に係る国内産麦コスト t 当たり 17,935円

(e) 小麦のコスト価格 ((c)と(d)を加えたもの) と平均標準売渡価格との関係

- ① 小麦のコスト価格 t 当たり 52,065円
- ② 平均標準売渡価格 t 当たり 48,273円
- ③ ①-② t 当たり 3,792円
- ④ 改定率 (③/②) 7.9%

c 家計麦価による算定

家計費に基づく標準売渡価格の上限は、次のとおりである。

$$Pe = Pw \cdot \frac{I_1}{I_0} - C$$

Pe：家計費に基づき算出される三麦別の価格

Pw：基準期間における全国的小麦粉又は精麦の

消費者価格の平均値

I1：比較期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

I0：基準期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

C：麦の流通、加工等の費用

(a) 小麦粉又は精麦の価格

Pw：平成12年10月から平成17年9月までにおける全国的小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

小麦粉 1 kg 当たり 185.78円

精麦 1 kg 当たり 328.35円

(b) 可処分所得

I1：平成16年10月から平成17年9月における全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値(4人世帯換算)

460,899円

I0：平成12年10月から平成17年9月までの期間における全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値(4人世帯換算)

470,228円

(c) 加工流通経費

C：麦の流通、加工等の費用

小麦(製品 t 当たり) 126,808円

大麦(製品 t 当たり) 259,692円

はだか麦(製品 t 当たり) 256,461円

(d) 標準売渡価格の許容し得る上限

小麦

アメリカ産ウェスタン・ホワイト

(正味100kg当たり)

4,536円 (0.0%)

大麦

(国内産1等正味100kg当たり)

3,663円 (4.1%)

はだか麦

(国内産1等正味100kg当たり)

3,991円 (4.3%)

(注) カッコ書きは、現行標準売渡価格に対する許容し得る上限率

(e) 小麦粉の対米価比の推移

年次	米の消費者価格 (A) (円/kg)	小麦粉消費者価格 (B) (円/kg)	(B)/(A) (%)
昭和50年	276	129	46.7
55	398	176	44.2

60	477	211	44.2
平成5年	537	204	38.0
10	439	200	45.6
11	428	194	45.3
12	407	190	46.7
13	395	189	47.8
14	391	187	47.8
15	398	185	46.5
16	426	183	43.0
17年1~9	380	184	48.4

ウ 改定率の考え方

a 外国産小麦の標準売渡価格については、上記イのbのコストプール方式によると所要の引上げとなるものの、家計費の影響や経済状況を踏まえ、全銘柄平均で▲0.35%の引下げとする。

しかしながら、小麦粉調製品等の輸入状況や外国産小麦における銘柄別の内外価格差に差異があることを踏まえ、各銘柄の輸入機会の公平化等の観点から、この差を調整する。

b また、外国産大麦及びはだか麦の標準売渡価格については、高く買って安く売っているという逆ざやを解消するため、コスト価格まで全銘柄平均で3.59%の引き上げとする。

標準売渡価格

国内産小麦	現行対比
(1等正味60kg当たり)	2,401円 (0円)
輸入小麦(アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホイート正味100kg当たり)	4,497円 (▲38円)
輸入小麦(カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング No.1(たん白含有率13.5%)正味100kg当たり)	5,158円 (0円)
国内産大麦(1等正味50kg当たり)	1,759円 (0円)
輸入大麦(オーストラリア産ツーロウ正味100kg当たり)	3,785円 (139円)
国内産はだか麦(1等正味60kg当たり)	2,295円 (0円)

(注) 1 価格は、消費税額分を含む  
 2 各銘柄毎の価格は、品質格差、国際相場における評価等を考慮して決定。

エ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

なお、今後の麦政策の推進に当たっては、先般の「今後の麦政策のあり方」(平成17年11月7日食料・農業・農村政策審議会報告)の早急な実現に努められたい。

平成17年12月8日  
 農林水産大臣 中川昭一 殿  
 食料・農業・農村政策審議会  
 八木宏典

## 第8節 倉庫の概況と保管運送

### 1 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況

#### (1) 標準収容力と在庫数量

平成17年4月1日現在の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力(臨時指定倉庫を含む)は、政府倉庫(政府サイロを含む)16万9千t、農業倉庫(カントリーエレベーターを含む)411万5千t、集荷商人倉庫14万9千t、営業倉庫426万3千t、民間サイロ378万6千t、合計1,248万2千tとなり、前年同期に比べて177万1千tの減少となっている。

また、経営主体数は農業倉庫687、集荷商人倉庫171、営業倉庫(民間サイロを含む)657、合計1,515であり、前年同期に比べて359減少している。

このうち、カントリーエレベーターの収容力は、平成17年4月1日現在で692棟のサイロビンが指定されており、その収容力は20万1千tとなっている。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、平成17年11月末現在で329万t(うち、国内米67万6千t)であり、前年同期に比べ8万5千t増加(うち、国内米5千tの増加)となっている。

最近3ヵ年の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表19のとおりである。

表19 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の収容力及び在庫数量

年度	標準収容力	在庫数量
平成15	14,944	3,645
平成16	14,253	3,205
平成17	12,482	3,290

注：標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

平成17年4月1日現在における政府倉庫及び農林水産省指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は712万9千tであり、2千t減少している。

最近3カ年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表20のとおりである。

表20 低温・準低温倉庫の標準収容力  
(単位：千t)

年度	低温	準低温
平成15	6,531	532
平成16	6,644	487
平成17	6,728	400

注：標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

平成17年度政府所有食糧等の保管料支払額は314億円であり、前年度に比べ14億円の増となっている。

表21 平成17会計年度保管料支払額  
(単位：百万円)

種類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減
国内米	4,661	1,789	6,450	△680
国内麦	0	—	0	△1
外米	15,551	103	15,654	1,979
外麦	8,057	—	8,057	24
輸入飼料	1,201	—	1,201	31
計	29,470	1,892	31,362	1,353
対前年増減	908	445	1,353	

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成17年度における政府米の運送数量については国内産米、外国産米合わせて62万8千tとなり、前年度(65万6千t)に比べ2万8千tの減少となっている。

表22 17会計年度政府米運送実績  
(単位：千t)

種類	県間運送	県内運送	計
国内産米	291	152	443
外国産米	86	99	185
合計	377	251	628
(前年度)	(407)	(248)	(656)
対前年増	△30	△3	△28

注：ラウンドの関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 運送対策

政府米の販売促進を図るため、平成17年度についても次の運送対策を講じた。

- (ア) 買受業者からのニーズを踏まえて、運送指令(指示)を随時発出。
- (イ) 買受業者が希望する場所及び日時に米穀の引渡しができる運送方法であり、コスト削減の有効な手段となる車側渡販売の活用。
- (ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第9節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間(昭和61年～昭和63年)の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っており、平成11年4月に輸入数量制限措置から関税措置へ切替えた。

なお、約束輸入数量は、平成12年度以降、77万玄米tとなっている。

(2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度(IQ)から、平成7年に関税措置へ切替えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は平成12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

平成17年における米穀の輸入数量(通関統計ベース(暦年))は78万7千tで、国別内訳は、アメリカ37万1千t、タイ20万7千t、中国9万8千t、オーストラリア1万7千t、その他9万4千tとなっている。

(単位はすべて実t)

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際需給

(米国農務省(USDA)2006年9月公表)

2005/06年度の世界の米生産量(精米ベース)は、主たる米の生産国(中国、タイ、インド及びアメリカ等)で増産となったことから、前年度を3.8%上回る4億1,580万トンと見込まれている。

貿易量(精米ベース)は、前年度より2.8%減少し、2,820万トンとなる見込みであり、期末在庫量(精米ベース)は、引き続き、生産量を上回る消費量であるものの、前年度より1.5%増加した、8,040万トンになるものと見込まれる。

#### イ 価格動向

米の国際取引指標となるタイ国貿易取引委員会(BOT)公表のうるち精米長粒種100%BのFOB価格の動向をみると、2001年8月には170<sup>円</sup>/t台まで下落したものの、その後回復し、2004年末まで概ね200<sup>円</sup>/t半ばで推移していた。

2004年末から05年にかけて、次年度の政府介入価格、タイバーツ高を反映し、加えて、乾季作の減収予測もあったため、一気に290<sup>円</sup>/tまで高騰した。2005年度は、290から310<sup>円</sup>/tの間で高値での小動きし、2006年に入ると一段とバーツ高が進み、7月には324<sup>円</sup>/tと1999年以来の最高値をつけた。その後、雨季作の増収予測もあり9月現在で320<sup>円</sup>/tに反落している。

### 3 麦類の輸入状況と海外の動向

#### (1) 輸入状況

##### ア 小麦

平成17年における小麦の輸入量(通関統計ベース)は、547万2千tで、このうち食糧用の輸入量は538万3千t、飼料用は8万9千tであった。国別で見ると、アメリカ310万2千t、カナダ124万3千t、オーストラリア110万7千t、その他2万tとなっている。

##### イ 大麦

平成17年における大麦の輸入量(通関統計ベース)は、143万tで、このうち食糧用は28万3千t、飼料用は114万7千tであった。

国別で見ると、オーストラリア80万8千t、アメリカ31万8千t、カナダ30万3千t、その他1千tとなっている。

#### (2) 麦類の国際需給と価格動向

##### ア 小麦

###### (ア) 国際需給

(IGC(国際穀物理事会)2006年9月公表)

2005/2006年度の世界の小麦生産量は、2005年5月以降、乾燥天候が続いたため、EU、アルゼンチン、インド、アメリカ等で減少したものの、中国、ロシア、オーストラリア、ウクライナ、カナダ等で生産量が増加したため、世界全体では過去最高となった前年度を1.6%下回るものの6億

1,832万t(前年度6億2,857万t、以下の( )も同様)と過去2番目の豊作と見込まれる。

2005/2006年度の世界の小麦消費量は、EUや旧ソ連の消費拡大により、前年度を0.8%上回る6億2,103万t(6億1,592万t)と過去最高を更新するものと見込まれる。

同年度期末の小麦在庫量は、過去最高の生産量となった前年度を除き、消費量が生産量を上回る状況が続いていることから、昨年度積み上がった在庫が再び減少に転じ、期末在庫量は、2.0%減の1億3,527万t(1億3,799万t)、期末在庫率は21.8%と見込まれる。

###### (イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW、No.2期近物ドル/ブッシェル)で見ると、2004年4月以降は、世界的に生産量及び期末在庫が増加したこと、米国の好天による順調な生育を背景に、下落基調で推移したが、9月以降、アメリカ及びカナダの春小麦地域での生育期の低温気候及び収穫期の降雨、降霜の影響を受けて一時相場はやや堅調に推移した。しかし、今年の世界の小麦生産量が過去最高水準であること、とうもろこしの相場が低落傾向とあること等を受け、12月には2ドル台後半をつけるなど相場は概して軟調に推移した。2005年2月以降は、一時ブラジルの高温・乾燥等による大豆価格の上昇につられて3ドル台半ばをつけた。9月以降、カナダの収穫期における降雨による作柄悪化懸念で相場はやや堅調となったものの、その後は、米国の冬小麦地帯の収穫期における良好な天候を受け、相場は3ドル台前半で軟調に推移した。

##### イ 大麦

###### (ア) 国際需給

(IGC(国際穀物理事会)2006年9月公表)

2005/2006年度の世界の大麦生産量は、オーストラリア、トルコ、中国等で増加するものの、EU、カナダ、アメリカ、ロシア、ウクライナ等で減少するため、前年度を9.4%下回る1億3,961万t(1億5,412万t)と見込まれている。

2005/2006年度の世界の大麦消費量は、前年度を2.6%下回る1億4,305万t(1億4,680万t)と見込まれる。同年度期末の大麦在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、前年度を11.1%下回り、2,762万t(3,107万t)、期末在庫率19.3%と見込まれている。

###### (イ) 価格動向

大麦の国際価格については、国際指標となる価格は存在しないが、主要輸出国であるアメリカの日本向け FOB 価格（米国の飼料用大麦）でみると、とうもろこしの相場に影響される形で推移しており、2004年は、とうもろこし相場の上昇を受けて高水準で推移していたが、新穀の収穫終了後は、とうもろこし等の飼料穀物全体の豊作見通しを受けて次第に軟調に推移し、10月には102<sup>円</sup>/t となるなど相場は軟調に推移した。その後、供給が少なくなったことや飼料大麦の輸出が伸びる等、在庫量が減少し、需給がタイトになったため、相場は上昇に転じ、2005年は120～125<sup>円</sup>/t の水準で推移した。

#### 4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO 協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成17年度においては、アフリカ、アジアを中心とし、KR 食糧援助として、16ヵ国等に対し約12.3万 t、WFP 通常拠出分として0.14万 t の食糧援助を行った。

また、平成16年12月26日に発生したインドネシア・スマトラ島沖大規模地震の被災国への支援として、インドネシアに0.75万 t の緊急食糧援助を行った。

## 第10節 食糧管理特別会計

### 1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料及び農産物等の需給及び価格の安定等のために、それら物資の買入から売却に至るまでの一切の事業にかかる経理を取り扱っており、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定（以上3勘定を食糧管理勘定という。）、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定の各事業勘定と事務人件費等を管理する業務勘定及び会計全体の資金操作と損益整理の機能を有する調整勘定の7勘定が設けられている。

調整勘定は、資金操作と損益整理の機能を果たすため、一般会計からの受入金等を原資とする調整資金と食糧証券の発行等により調達した資金を保有し、各事業が必要とする資金の手当てを行うとともに、食糧管理勘定の損益を移し受けてその整理を行っている。

## 2 平成17年度予算の概要

### (1) 国内米管理勘定

国内米については政府買入数量を49万 t、売渡数量は28万 t と見込み、政府買入価格及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格により、売買に係る予定額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等の経費所要額を計上し、国内米の管理を行うこととしており、平成17年度の各種助成等事業については以下のとおりである。

#### ア 生産調整推進対策

全国各地の生産者の公平な拠出と政府の助成により造成した資金を用い、地域における生産調整の取組の実態に応じて補償金を交付する等の施策を通じて全国的に生産調整の円滑かつ着実な実施を図ることとしている。

#### イ 稲作所得基盤確保対策

需要に応じた米づくりを行うため生産者又は生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者と政府により造成した資金を用いて、米価下落の度合いに応じて、一定額を補てんすることにより、米価下落による稲作所得の基盤の確保を図ることとしている。

#### ウ 担い手経営安定対策

米価下落等による稲作収入の減少の大きい担い手の経営安定を図ることとしている。

#### エ 米飯学校給食の推進措置

米飯学校給食は、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしているところであり、その一層の普及を図るため、炊飯施設設備等の設置経費等に対する支援などの推進措置を講じることとしている。

#### オ 米の需要拡大対策

食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図る上で極めて重要であることから、ごはん食を中心とした日本型食生活の普及等について、医療機関等関係機関と連携を図りながら、広報媒体（テレビ等）の有効な活用等により国民運動的な取組を展開することとしている。

#### カ 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和、昨今の景気低迷に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進するこ

ととしている。

また、消費者の食品の安全性及び品質に対する関心の高まりに対応し、必要な条件整備を図ることとしている。

#### キ 安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米について残留農薬分析による安全性確保対策の充実強化等を図ることとしている。(国内産麦、外国産米麦についても同様の対策を講じている。)

#### (2) 国内麦管理勘定

国内麦については、民間流通の促進、麦政策の見直しを適正に予算に反映するための検討を引き続き進めることとし、政府の売買数量については、過去の実績を踏まえた最低限の数量による売買に係る予定額を計上している。その他、麦作経営安定資金等助成金を中心とした経費所要額を計上している。

#### (3) 輸入食糧管理勘定

輸入食糧については、政府買入数量を米穀と麦類合わせ627万t、売却数量を米穀と麦類合わせ608万tと予定し、米麦の政府買入価格は最近の輸入価格動向等を勘案して算定した価格、政府売渡価格は、米については最近の価格動向等を勘案して算定した価格、麦については平成17年2月1日以降に適用される価格により売買に係る予定額を計上している。

また、保管料等輸入食糧の管理に要する経費については麦政策の見直しを反映し、必要な経費所要額を計上している。

#### (4) 農産物等安定勘定

農産物等については、でん粉買入2千tに係る所要額、保管料等の管理に要する経費所要額を計上している。

#### (5) 輸入飼料勘定

輸入飼料については、小麦11万t、大麦140万tの売却及びこれに必要な買入に係る予定額、これらに係る保管料等輸入飼料の管理に要する経費所要額を計上している。

#### (6) 損益及び一般会計からの繰入れ

##### ア 食糧管理勘定の損益

平成17年度の食糧管理勘定の損益は、これまでの管理経費等の節減により、1,977億円の損失(前年度予算比312億円)が見込まれている。(勘定別の内訳は国内米管理勘定△1,169億円、国内麦管理勘定△1,016億円、輸入食糧管理勘定209億円)

この損失と前年度からの繰越損失101億円を合わせた2,078億円については、一般会計からの調整資金

繰入れ2,078億円を充てることとしている。

その結果、単年度損失は発生せず、前年度からの繰越損失についても解消する予定としている。

##### イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては、でん粉の買入、管理に伴う損失11百万円を予定しており、この損失は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

##### ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、飼料用輸入麦の売買、管理に伴う損失8億円を予定しており、一般会計から同勘定への繰入れ8億円を充てることとしている。

### 3 平成17年度決算の概要

#### (1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米の売買(37玄米万t買入、40玄米万t売却)に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、757億円の損失となった。

#### (2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦の売買は、買入の実績はなかったが、0.4tの乾パンの売却に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、1,043億円の損失となった。

#### (3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定においては、MA米の売買(73実(82玄米)万t買入、44実(49玄米)万t売却)及び外麦504万t(大麦26万t、小麦478万t)の買入、512万t(大麦25万t、小麦487万t)売却に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引き、580億円の利益(外米損失・207億円、外麦利益・787億円)となった。

#### (4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

#### (5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定においては、輸入飼料の売買(127万t(大麦118万t、小麦9万t)買入、131万t(大麦122万t、小麦9万t)売却)に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引き、0.2億円の損失となった。

#### (6) 決算損益の整理

##### ア 調整資金

平成17年度における食糧管理勘定及び業務勘定の損失額は、1,288億円(国内米損失757億円、国内麦損失1,043億円、輸入食糧利益580億円、業務損失68億円)となったことから、これを調整勘定に移し、

前年度からの繰越損失額88億円と当年度の一般会計からの受入額2,078億円からなる調整資金（計1,990億円）を取り崩し整理した。

この結果、平成17年度末の調整資金は、残高702億円の繰越が生じた。

調整資金 (単位：億円)			
前年度	本年度	本年度	残高
繰越損失	受入	損失	
△88	2,078	△1,288	702

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失0.2億円は積立金を減額して整理することとした。

表23 平成17年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表 (単位：億円)

歳入		決算額
項	目	
食糧	売払代	3,026
	国内米	175
	国内麦	0
	輸入食糧	2,851
	輸入食糧納付金収入	11
	輸入麦等納付金収入	0
	農産物等売払代	—
	輸入飼料売払代	301
	一般会計より受入	2,078
	調整資金	2,078
	輸入飼料損失補てん	—
	検査印紙収入	0
	雑収入	607
	食糧証券及借入金収入	4,910
	前年度剰余金受入	132
	純計額	11,065
	他勘定より受入	12,309
	(歳入総計)	23,374
歳出		決算額
項	目	
食糧	買入費	2,962
	国内米	998
	国内麦	—
	輸入食糧	1,964
	農産物等買入費	—
	輸入飼料買入費	258
	管理費	2,172
	国内米	870
	国内麦	1,041
	輸入食糧	249
	農産物等	—
	輸入飼料	12
	過剰米短期融資資金貸付金	75

事務費	217
サイロ及倉庫運営費	12
国債整理基金特別会計へ繰入	5,251
予備費	—
純計額	10,947
他勘定へ繰入	12,309
(歳出総計)	23,256

## 第11節 農産物検査制度

### 1 概況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

従来（平成12年度まで）は、食糧事務所（農産物検査官）が一元的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）が、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を受け、農産物検査の実施主体を、国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関（以下「登録検査機関」という。）に変更することを主な内容として、平成12年の通常国会において同法を改正し、国は、検査規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や登録検査機関の指導・監督等の役割を果たすこととなったところである。

この改正により、平成13年4月から5年間で農産物検査の実施主体を民営化することとなり、国は、平成18年3月31日までの移行期間中は、国を登録検査機関とみなして農産物検査を行うことができることとされた。

また、法に規定されている米麦以外の検査対象品目について検証を行い、国の統一的規格に基づく農産物検査が求められなくなっている品目については、検査対象から除外することとし、農産物検査の対象品目を20品目から10品目に整理し、平成7年度から導入された米麦の成分検査は、品位等検査の受検の有無に関わらず単独で受検できる等、制度が変更された。

国は、農産物検査の民営化が開始された平成13年度以降、登録検査機関に対する監査、検査現場における巡回点検等の登録検査機関に対する指導監督を行うとともに、民間における検査体制を確立し、民営化を円滑に進めるため、平成12年度から各食糧事務所において、農産物検査員を育成するための研修を実施してい

るところである。

平成17年度においては、米の検査の99.97%、麦の検査の99.997%が登録検査機関によって実施され、実質的には1年はやく民営化を完了したところである。

登録検査機関の登録状況は、平成17年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,387機関、外国産農産物で5機関、成分検査で15機関が登録され、国内産農産物で約12,077人の農産物検査員が登録されているところである。

## 2 国内産農産物の検査

### (1) 米の検査

#### ア 登録検査機関による検査

平成17年産米の検査については、玄米の検査数量4,914千tのうち約99.97%に当たる4,912千tが登録検査機関により実施(平成18年3月末現在)され、移行プログラムに則して円滑に民間への移行が進んでいる。

このような状況の下、国は、受検者の検査に対する需要及び登録検査機関の登録状況を勘案し、登録検査機関が参入していない地域において検査を実施した。

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

#### (ア) 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の全ての登録検査機関の品位等検査を行う検査場所ごとに巡回点検を実施した。

また、登録検査機関の主たる事務所及び従たる事務所に対する監査を実施した。

#### (イ) 検査技術向上のための現地指導

登録検査機関の農産物検査員の検査技術の向上、鑑定精度の程度統一を図るため、巡回指導を実施し、所要の助言、指導を行った。

#### (ロ) 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の農産物検査員の鑑定精度を統一

するため、研修会・鑑定会を実施するとともに、検査の開始時期に品質程度統一会を開催し、当年産米の品質状況を勘案した試料により、程度統一(目合わせ)を行った。

#### (エ) 農産物検査員の技能確認

登録検査機関の農産物検査員の技能を定期的に確認するため、技能確認会を実施し、試料の鑑定を行い、技能確認を行うとともに、技能向上のための指導を行った。

#### (オ) DNA分析による品種判別調査

農産物検査における産地品種銘柄の証明については、一定の検査技術を有する民間の農産物検査員が、品種関連情報をもとに玄米を目視鑑定することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集を目的として昨年に引き続きDNA分析による品種判別調査を実施した。

この調査では、登録検査機関が平成17年産米の産地品種銘柄の証明を行った受検品のうち、16,443点について、DNA分析による品種判別を行った。

この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明とDNA分析が完全に一致したものは、16,312点で調査点数に占める割合は、99.2%であったが、131点(0.8%)については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

DNA分析により異品種の混入等が認められたものの混入等の状況は、131点中、異品種混入4~12%(25粒中1~3粒)が59点(0.4%)、異品種混入16~24%(25粒中4~6粒)が29点(0.2%)、異品種混入28~36%(25粒中7~9粒)が7点(0.0%)、異品種混入40~48%(25粒中10~12粒)が6点(0.0%)、異品種混入52~60%(25粒中13~15粒)が6点(0.0%)、異品種混入64~72%(25粒中16~18粒)が5点(0.0%)、異品種混入76~84%(25粒中19~21粒)が3点(0.0%)、品種名誤記入又は品種の取違えによるものが16点(0.1%)であった。

#### イ 検査の実績

平成17年産米の平成18年3月末日現在の種類別検査実績は、表24のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表25のとおりである。

水稻うるち玄米の検査数量は465万1千tで、平成16年産に比べて25万2千t(平成16年産同期439万9千t)増加した。

ウ 品質概況

平成17年産水稻うるち玄米の1等比率は74.6% (平成16年産同期70.9%。以下同じ。)となった。2等以下の主な格付け理由はカメムシ類等による着色粒の混入過多と充実度不足によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

- (ア) 北海道の1等比率は82.4% (85.1%)となった。2等以下の主な格付理由は、整粒不足及び充実度不足によるものである。
- (イ) 東北の1等比率は83.9% (82.8%)となった。2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実度不足によるものである。

- (ウ) 関東の1等比率は86.0% (88.3%)となった。2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び心白・腹白によるものである。
- (エ) 北陸の1等比率は79.1% (59.0%)となった。2等以下の主な格付理由は、整粒不足及び心白・腹白によるものである。
- (オ) 東海の1等比率は57.4% (45.4%)となった。2等以下の主な格付理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。
- (カ) 近畿の1等比率は63.4% (64.5%)となった。2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着

表24 平成17年産米種類別検査実績 (平成18年3月末日現在)

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)						
		特上	特等	1等 (合格)	2等	3等	規格外	
玄 米	合 計	4,913,806	0.0	0.3	73.3	21.1	3.6	1.7
	水稻うるち	4,650,520	—	—	74.6	20.4	3.4	1.6
	水稻もち	195,125	—	—	48.9	41.9	6.0	3.2
	醸造用	66,726	0.9	20.8	59.3	13.0	4.1	1.8
	陸稲うるち	—	—	—	—	—	—	—
	陸稲もち	1,436	—	—	9.3	67.4	21.5	1.8
も み	合 計	55,034	—	—	97.6	—	—	2.4
	普通	9,516	—	—	85.9	—	—	14.1
	種子	45,518	—	—	100.0	—	—	—
精 米 合 計	2.5	—	—	36.1	63.9	—	—	

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表25 平成17年産水稻うるち玄米地域別検査実績 (平成18年3月末日現在)

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	527,187	82.4	5.3	6.1	6.2
東北	1,585,890	83.9	14.0	1.5	0.7
関東	749,023	86.0	12.4	1.3	0.3
北陸	734,254	79.1	19.4	0.9	0.6
東海	154,439	57.4	39.5	2.5	0.7
近畿	183,457	63.4	32.6	3.1	0.8
中国四国	360,434	47.1	45.8	5.7	1.4
九州	353,271	29.1	49.6	16.2	5.0
沖縄	2,565	8.4	53.6	29.9	8.1
合 計	4,650,520	74.6	20.4	3.4	1.6

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

色粒の混入過多及び整粒不足によるものである。

- (キ) 中国四国の1等比率は47.1% (36.6%) となった。2等以下の主な格付理由は、整粒不足及び充実度不足によるものである。
- (ク) 九州の1等比率は29.1% (25.1%) となった。2等以下の主な格付理由は、充実度不足及び心白・腹白によるものである。
- (ケ) 沖縄の1等比率は8.4% (0.0%) となった。2等以下の主な格付理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

エ 産地品種銘柄の概況

平成17年産水稲うるち玄米の品種別検査実績は、表26のとおりである。  
水稲うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、524産地品種 (17年産) である。  
品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、166万5

千t (16年産同期159万4千t) で36%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

以下、ヒノヒカリ、きらら397、はえぬき、ほしのゆめの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の83% (16年産同期83%) となった。

(2) 麦の検査

ア 登録検査機関による検査

平成17年産麦の検査については、麦の検査数量1,133千tのうち99.997%とほぼ全量が登録検査機関により実施された。

国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、米と同様に各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

イ 検査実績

平成17年産麦の検査実績は、表27のとおりである。

表26 平成17年産水稲うるち玄米品種別検査数量 (平成18年3月末日現在)

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,664,893	35.8
2	ひとめぼれ	554,436	11.9
3	あきたこまち	541,897	11.7
4	ヒノヒカリ	255,006	5.5
5	きらら397	221,946	4.8
6	はえぬき	208,008	4.5
7	ほしのゆめ	144,098	3.1
8	つがるロマン	112,810	2.4
9	ななつぼし	80,527	1.7
10	キヌヒカリ	74,918	1.6
上位10品種の合計		3,858,538	83.0
水稲うるち玄米総合計		4,650,520	

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

表27 平成17年産麦類検査成績 (最終)

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1 等	2 等	等 外 上	規 格 外
普通小麦	946,474	71.1	17.7	—	11.2
普通小粒大麦	44,351	63.1	27.0	—	9.9
普通大粒大麦	58,800	73.7	4.6	—	21.7
普通はだか麦	11,283	78.8	16.2	—	4.9
ビール大麦	61,152	5.5	82.8	11.7	—
種子用麦	11,233	100.0 (合格)	—	—	—
合 計	1,133,294				

(注) ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

検査数量の合計は、113万3千tで、平成16年産(111万1千t)と比較すると2万2千t増加した。

ウ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は71.1% (16年産70.0%。以下同じ) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は63.1% (38.5%) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は73.7% (62.5%) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通はだか麦

1等比率は78.8% (50.0%) となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率(1等+2等)は88.3% (77.3%) となった。等外上の主な格付け理由は、形質と裂・剥皮粒によるものである。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令(平成7年政令第357号)に定められた米麦以外の農産物の17年産検査結果は次のとおりである。

〔品 目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量 t〕
大 豆	(北海道ほか2府40県)	156,240
一 般 小 豆	(北海道ほか3県)	32,292
普通いんげん	(北海道)	3,533
普通そば	(北海道ほか15県)	3,566
かんしょでん粉	(茨城、千葉、鹿児島)	58,351

イ 品質概況

- (ア) 普通大豆の1等比率は26.1%となった。
- (イ) 一般小豆の1等比率は24.9%となった。
- (ウ) 普通いんげんの1等比率は0.2%となった。
- (エ) 普通そばの1等比率は0.1%となった。
- (オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

3 外国産農産物の検査

平成17年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量 (単位: t、%)

産 地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	1,135	306,461	50,855	358,451	(49.0)
タ イ	—	99,077	80,984	180,061	(24.6)
中 国	5,712	97,017	1,092	103,821	(14.2)
ベトナム	—	71,146	—	71,146	(9.7)
オーストラリア	1,006	13,997	2,236	17,239	(2.4)
台 湾	—	305	—	305	(0.1)
パキスタン	—	120	—	120	(0.0)
ブラジル	—	40	—	40	(0.0)
イタリア	—	34	—	34	(0.0)
イ ン ド	—	19	—	19	(0.0)
計	7,853	588,217	135,167	731,238	(100.0)
形態別比率	(1.1)	(80.4)	(18.5)	(100.0)	

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ・タイ	水分	12	18	1,172

(2) 小 麦

ア 検査数量 (単位: 千 t、%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	2,577	—	2,577	(52.9)
カナダ	1,142	84	1,226	(25.2)
オーストラリア	1,059	—	1,059	(21.7)
そ の 他	—	9	9	(0.2)
計	4,778	93	4,871	(100.0)
用途別比率	(98.1)	(1.9)	(100.0)	

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ	きょう雑物	5	6	23,679
アメリカ	水分	1	1	10
カナダ	水分	1	1	70
オーストラリア	水分	1	1	273
S B S	水分	1	2	1,370
S B S	異物	1	4	1,197

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量 (単位: 千 t、%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	216	622	838	(58.3)
カナダ	43	324	367	(25.6)
アメリカ	—	232	232	(16.1)
計	259	1,178	1,436	(100.0)

用途別比率 (18.0) (82.0) (100.0)

### イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
オーストラリア	きょう雑物	1	1	5,096
S B S	被害粒	3	32	56,323

## 4 成分検査

成分検査(任意検査)は、理化学分析により米の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

平成17年度の成分検査の実施件数は、米については2件、小麦については2,333件となった。

## 第12節 米麦加工品

### 1 米加工食品

#### (1) 米菓(あられ・せんべい)

#### ア 企業構造

平成16年12月末日現在における企業数は、637企業(649工場)であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社(12工場)が占めている生産シェアは51%(平成16年)となっている。

#### イ 生産状況

平成17年の米菓の生産数量は21万tで前年同である。

#### ウ 輸出入

平成17年の米菓輸出数量は、3.6千tで前年比6.4%増、金額では、25億円で前年比10.9%増となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は9.5千tで前年比5.0%増、金額では、32億円で前年比5.5%増となっており、主要輸入先はタイ、中国、台湾等である。

#### (2) 加工米飯

#### ア 企業構造

平成17年12月末日現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で117企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

#### イ 生産状況

17年における加工米飯の生産量は27万tで、前年比1.7%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯1万8千t(前年比4.2%減)、無菌包装米飯8万9千t(同0.7%増)、冷凍米飯14万9千t(同3.3%増)、チルド米飯7千t(同5.4%減)、缶詰米飯2千t(同19.4%増)、乾燥米飯6千t(同0.4%減)となっている。

## 2 麦加工食品

### (1) みそ・しょうゆ

#### ア 企業構造

みそ製造業の企業数(平成16年12月現在)は、1,154企業(1,170工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

しょうゆ製造業の企業数(平成16年12月現在)は、1,424企業(1,429工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(7工場)にすぎないが、生産シェアで約50%(17年)を占めている。

#### イ 生産状況

みその平成17年生産量は、49万7千tで前年より1万1千tの減(前年比2.2%減)であった。

しょうゆの平成17年生産量は、93万9千klで前年より1万5千klの減(同1.6%減)であった。

#### ウ 輸出状況

みその平成17年輸出量は8千t(前年比6.6%増)、金額は16億円(同6.6%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、台湾等であった。

しょうゆの平成17年輸出量は1万5千kl(前年比11.1%増)、金額は31億円(同7.5%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、中国、香港であった。

### (2) 小麦粉

#### ア 企業構造

平成17年3月末日現在における小麦粉製造業の企業数は104企業(127工場)であり、これらを合計した日産設備能力は、2万9千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち33%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が70.8%を占めている。

#### イ 生産状況

16年度における小麦粉の生産量は497万tで、前年

比0.5%減となっている。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の40.4%、めん用粉の32.9%、菓子用粉の12.2%となっており、この3用途で生産量全体の85.5%を占めている。

#### ウ 輸出入

17年の小麦粉輸出量は290千t（前年比4.6%減）、金額は80億円（同3.4%減）となっており、主要輸出先は香港、ベトナム、シンガポール等であった。

一方、小麦粉調製品の輸入量は140千t（前年比2.6%増）、金額は155億円（同10.0%増）となっており、主要輸入先は韓国、オーストラリア、中国等であった。

### (3) 精 麦

#### ア 企業構造

平成17年3月末現在における精麦業の企業数は、63企業（63工場）で、すべて中小企業である。

#### イ 生産状況

平成16年度における精麦の生産量は21万2千tで、前年比9.8%増となっている。種類別生産比率は、普通精麦97.0%（押麦8.5%、切断圧べん0.5%、切断無圧べん2.1%、精白麦85.2%、その他0.7%）、ビタミン強化精麦3.0%となっている。

### (4) 麦 茶

#### ア 企業構造

平成17年3月現在における麦茶製造業の企業数は、78企業（88工場）であり、すべて中小企業である。

#### イ 生産状況

平成16年度における麦茶の生産量は4万7千tで、前年比4.4%増となっている。

#### ウ 輸入状況

平成17年の麦茶輸入量は5.5千t（前年比8.3%減）、金額は7億円（同12.5%減）となっており、主要輸入先は中国、オーストラリア等であった。

### (5) め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

#### ア 企業構造

平成16年4月現在におけるめん類製造業の工場数は生めん類3,029、乾めん類1,609、即席めん類106、マカロニ・スパゲッティ類11で兼業を差し引いて合計4,182工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数が極めて少なく、おおむね中小企業である。

#### イ 生産状況

平成17年におけるめん類の生産量は、136万8千t

（小麦粉換算）で前年より約4万6千t減（前年比3.2%減）となっている。

種類別にみると、生めん類63万1千t（前年比4.5%減）、乾めん類22万t（同3.6%減）、即席めん類35万6千t（同3.4%減）、マカロニ・スパゲッティ類16万1千t（同2.8%増）である。

#### ウ 輸出入

平成17年のめん類輸出量は1万7千t（前年比6.2%増）、金額は54億円（同9.9%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類7.9千t（同21億円）、即席めん類8.4千t（同32億円）、マカロニ・スパゲッティ類1.1千t（同1.1億円）である。

一方、輸入量は11.8万t（前年比1.1%減）、金額は149億円（同0.7%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類1.8千t（前年比19.9%増）、即席めん類6.1千t（同4.9%増）、マカロニ・スパゲッティ類109.6千t（同1.7%減）である。

### (6) パ ン 類

#### ア 企業構造

平成16年4月末現在におけるパン製造業の工場数は3,901工場となっている。

#### イ 生産状況

平成17年におけるパン類の生産量は123万2千t（小麦粉換算）で前年比0.9%減となっている。

これを種類別にみると、食パン60万2千t（前年比1.6%減）、菓子パン37万2千t（同0.8%減）、その他パン22万3千t（同1.2%増）、学給パン3万5千t（同2.7%減）である。

#### ウ 輸入状況

平成17年のパン類輸入量は1万t（前年比5.0%増）、金額は26億円（同5.0%増）となっており、主要輸入先は米国、韓国、デンマーク等であった。

### (7) ビ ス ケ ッ ト 類

#### ア 企業構造

平成16年4月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の工場数は94工場となっている。

#### イ 生産状況

平成17年におけるビスケット類の生産量は21万製品tで前年比0.5%減となっている。

#### ウ 輸出入

平成17年のビスケット（スイート）類の輸出量は0.7千t（前年比6.6%減）、金額は7億6千万円（同5.8%増）となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、シンガポール等であった。

一方、輸入量は2万4千t（前年比4.9%限）、金

額は80億円(同1.6減)となっており、主要輸入先は中国、マレーシア、フィリピン等であった。